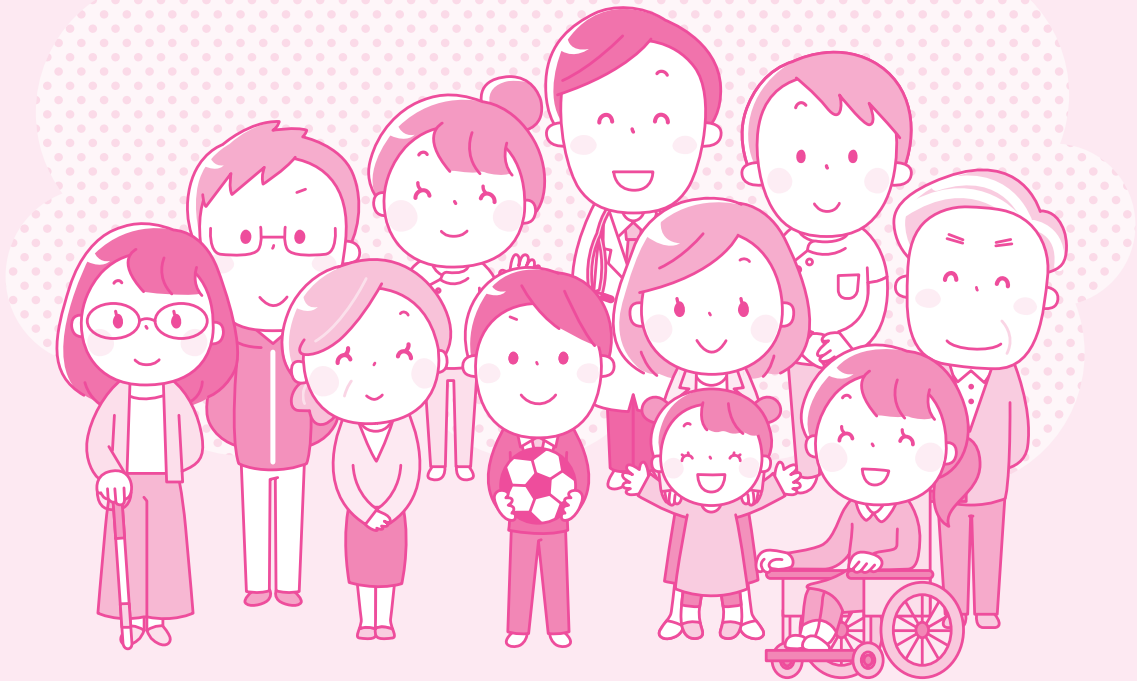




第3期一関市地域福祉計画

【令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)】

みんながつながり ひとりひとりが輝くまち



令和8年(2026年)3月

一 関 市



はじめに

市では、令和2年度に策定した第2期一関市地域福祉計画について、保健福祉分野の施策を横断的、体系的に推進するための基本計画に位置付け、計画の基本理念の実現に向けて様々な取組を進めてまいりました。

年々人口減少や少子高齢化が進行し、家族が持つ役割の変化や市民相互のつながりの希薄化、物価高騰などの社会経済情勢の急激な変化により、市民の意識や暮らし方が多様化していると同時に、必要とされる支援や課題は複雑化・複合化しています。また、誰にも相談できずに悩んでいる方や制度の狭間で必要な支援が届きにくい方への対応が課題となっており、地域で支え合う仕組みづくりとともに様々な分野を超えて連携・協働し支援していく、包括的な支援体制が求められています。

これら地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、第3期一関市地域福祉計画では、保健福祉分野の各種計画に共通する考え方として、地域共生社会の実現やSDGs（持続可能な開発目標）の推進、情報通信技術（ICT）の活用の3項目を定めるところです。また、基本理念に「みんながつながり ひとりひとりが輝くまち」を掲げ、保健福祉分野の施策を横断的、体系的に推進するとともに、包括的な支援体制の構築や、多様な主体の協働の取組などにより、年齢や性別、心身の障がいの有無などに関わらず、自分らしく安心して暮らすことのできる地域の実現に向けた施策を推進してまいります。

併せて、保健福祉に携わる皆様をはじめ、市民や福祉事業者など多くの皆様の主体的な協力を得ながら、地域福祉の推進を図ってまいります。

結びに、計画の策定に当たり、熱心にご議論いただきました一関市地域福祉計画推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップで多様な視点から貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました多くの市民の皆様、関係機関・団体の皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和8年3月

一関市長 佐藤善仁

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

序 地域福祉とは	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 保健福祉分野の各個別計画に共通する考え方	6
6 地域福祉を推進するための担い手とそれぞれの役割	8

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口・年齢別人口割合の状況	9
2 世帯の状況	11
3 障がい者の状況	12
4 就学前児童の状況	13
5 生活保護の状況	14
6 介護保険の状況	15
7 民生委員・児童委員の活動	16
8 ふれあいサロンの実施状況	17
9 再犯に関する状況	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	20
2 基本方針	20
3 基本目標	20
4 施策の体系	21

第2部 各論

第1章 施策の展開

1 地域福祉を担う「ひとづくり」	
(1) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進	22
(2) 福祉教育の推進	24
(3) 権利擁護の充実	26
(4) 地域福祉の担い手のネットワークづくり	28
(5) 生活困窮世帯への自立支援	30
2 とともに支え合う「まちづくり」	
(1) 地域とつながり続ける関係づくり	32
(2) 協働による身近な地域の支え合い	34
(3) 相談体制の充実	36
(4) 災害時の避難行動要支援者の支援	38
(5) 再犯防止の推進	40
(6) とともに参加する意識の向上	42
3 充実した福祉サービスの提供と多機関の協働による社会参加の「しくみづくり」	
(1) ボランティア・NPOの活動支援	44
(2) 社会福祉法人間の連携推進	46
(3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進	48
(4) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成	50

第2章 計画の推進体制

1 計画の周知・普及	52
2 計画の推進と点検・評価	52

資料編

1 計画策定に係る調査概要	53
2 高校生施設等移動見学及びワークショップの概要	56
3 社会福祉法人懇談会の概要	58
4 一関市地域福祉計画推進会議設置要綱	59
5 一関市地域福祉計画推進会議委員名簿	60

第1部

総論

第1章 計画の策定にあたって

序 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思います。それは、対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービス*が提供されてきたからです。

これからのまちづくりは、国籍、年齢、性別、心身の障がいの有無等に関わりなく、地域住民一人ひとりの個性や尊厳を認め合い、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保し、市民の誰もが住み慣れた地域で、自らが望むように生き、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

「地域福祉」とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を再構築するとともに、従来の福祉サービスに併せて、市民や福祉事業者などが相互に協力しながら、課題解決に取り組み、行政がこれを支援し推進することによって、すべての人が住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく安心して生活できる地域づくりを進めていくものです。

1 計画策定の背景

人口減少や少子高齢化は、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、これまで生活の基盤となってきた家族のもつ様々な役割の弱体化や市民相互の地域内でのつながりの希薄化をもたらし、地域社会は大きく変容しています。物価高騰などによる社会経済情勢の急激な変化により、生活不安やストレスが増大し、自死や児童・高齢者虐待、ひきこもりなどが社会問題となっており、また、介護や子育て、経済的な困窮、健康面に関することなど支援課題が複合化・複雑化した問題を抱えている人や世帯が見られ、包括的な対応が求められています。

こうした社会状況の中で、国においては、地域や個人の抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、「丸ごと」支えていく「地域共生社会*」の実現を目指した取り組みが進められています。

また、岩手県においては、国の動向を踏まえ、令和6年（2024年）3月には「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現」を基本理念とした「第4期岩手県地域福祉支援計画」を策定し、県民誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無等に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合いながら生活するという考え方（ソーシャル・インクルージョン）に基づいた地域社会の実現に向けた取り組みが進められています。

2 計画策定の目的

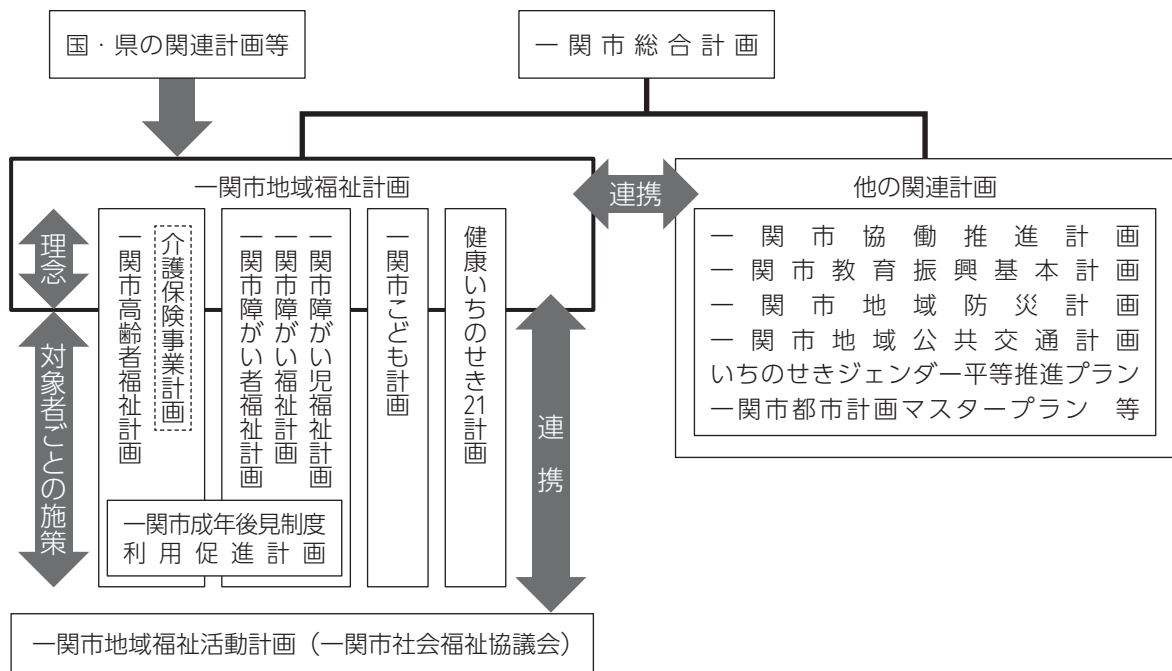
「一関市地域福祉計画」は、多様化する地域福祉の課題に対応し、福祉サービスの充実とあわせ、市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進する取り組みの基本的方針・方向性を示し「みんながつながりひとりひとりが輝くまち」を目的として策定するものです。

*福祉サービス…社会福祉法における第一種・第二種社会福祉事業。子ども・障がいのある人・高齢者などを対象としており、施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）の二つに分けられる。

*地域共生社会…高齢者、障がいのある人、子どもなど、これまでの対象者ごとの制度などを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会のこと。

3 計画の位置付け

- 「一関市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けます。
- 「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画としての性格を有するものです。
- 市では、「一関市高齢者福祉計画」、「一関市障がい者福祉計画」、「一関市障がい福祉計画」、「一関市障がい児福祉計画」、「一関市成年後見制度利用促進計画」、「一関市こども計画」、「健康いちのせき21計画」、一関地区広域行政組合では、「介護保険事業計画」の対象ごとの個別計画を策定し、個別計画に基づいて分野固有の施策を推進しています。本計画は、これらの個別計画に共通する理念や考え方を明らかにし、横断的、体系的に推進するための計画です。
- 市では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき、令和6年（2024年）3月に策定した「一関市再犯防止推進計画」を「一関市地域福祉計画」に包含し、一体的に策定します。
- 市では「一関市協働推進計画」を策定し、地域協働によるまちづくりを推進しています。これは、地域課題の発見・解決や支え合いの実践といった、地域福祉の考え方とも一致するものです。
- 一関市社会福祉協議会*で策定した「一関市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画であり、これらの計画と連携しながら本計画を推進します。



4 計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

*社会福祉協議会…社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

【主な関連計画の基本理念、内容等】

■一関市総合計画

基本理念	ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき
内 容	総合計画は、市の計画の最上位に位置づけられ、長期的視点からのまちづくりのビジョンを示すものです。一関市で暮らす私たちすべてが目指す、まちづくりの方向性を定める計画として策定しており、一関市のこれからのまちづくりの方向性を様々な主体で共有し、行政にあっては行政運営の指針とし、市民や企業などにあっては自主的な活動の指針とすることで、一関市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めようとするための計画です。

■一関市高齢者福祉計画

基本理念	みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”
内 容	豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を定めた計画です。

■一関市障がい者福祉計画

基本理念	共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり
内 容	障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきとその人らしく暮らすことができる地域社会の実現を目指す計画です。

■一関市障がい福祉計画

基本理念	共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり
内 容	一関市障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的な施策について、目標数値を定めた計画です。

■一関市障がい児福祉計画

基本理念	共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり
内 容	一関市障がい者福祉計画に基づき、障がい児福祉サービス等の具体的な施策について目標数値を定めた計画です。

■一関市成年後見制度利用促進計画

基本理念	誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり
内 容	市民一人ひとりが尊厳と権利を尊重され、地域社会を構成する一員として自分らしく暮らせるまちとするため、成年後見制度*の利用促進に向けて、目指すべき基本的な方針と、その実現に向けて取り組むべきことを定めた計画です。

■健康いちのせき21計画

基本理念	笑顔あふれる健康長寿のまちづくり
内 容	市民一人ひとりが行う食生活や運動などの望ましい生活習慣づくりの取組に、家庭、地域、学校、職域などの取組を加え、共に支え合いながら生活習慣病を予防し、生涯にわたり笑顔で健康的な生活を送ることができるよう「健康長寿のまちづくり」に取り組み、実現するための計画です。

*成年後見制度…認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人等判断能力が不十分となった人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

■一関市こども計画

基本理念	こどもの笑顔と夢いきる 未来つながる いちのせき
内 容	全てのこども・若者が、自立した個人として夢を持ち、幸せに成長することができるよう、地域全体でこどもと家庭を支え、喜びやいきがいを感じながら子育てができるまちを目指す計画です。

■一関市協働推進計画

基本理念	協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る
内 容	一関市協働基本計画の方針に基づき、本市の協働の仕組みの実践による地域協働を推進するための計画です。

■介護保険事業計画（一関地区広域行政組合）

基本理念	介護が必要になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる
内 容	高齢者が要介護状態や認知症*となっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護予防等を充実させ、地域全体で高齢者を支えることを目的とし、一関地区広域行政組合が策定した計画です。

■一関市地域福祉活動計画（一関市社会福祉協議会）

基本理念	支え合い 幸せ感じる 地域の暮らし
内 容	社会福祉協議会は社会福祉法で、地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられています。一関市地域福祉活動計画は、一関市社会福祉協議会が呼びかけて①住民、②地域において社会福祉活動を行う者、③社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が、相互に協力して策定した計画です。

【計画期間】

計画名	年度										
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
総合計画	R3～R7 後期基本計画（5年）				R8～R12 前期基本計画（5年）					R13～	
地域福祉計画	R3～R7（5年）				R8～R12（5年）					R13～	
高齢者福祉計画	～R5（3年）		R6～R8（3年）			R9～R11（3年）			R12～		
障がい者福祉計画	～R5（6年）		R6～R11年（6年）						R12～		
障がい福祉計画	～R5（3年）		R6～R8（3年）			R9～R11（3年）			R12～		
障がい児福祉計画	～R5（3年）		R6～R8（3年）			R9～R11（3年）			R12～		
成年後見制度利用促進計画	～R5（3年）		R6～R8（3年）			R9～R11（3年）			R12～		
こども計画	R2～R6（5年）			R7～R11（5年）					R12～		
健康いちのせき21計画	～R8（10年）					R9～R20（12年）					
協働推進計画	～R5（5年）		R6～R10（5年）					R11～R15（5年）			
介護保険事業計画	～R5（3年）		R6～R8（3年）			R9～R12（3年）			R12～		
地域福祉活動計画	～R7（5年）				R8～R12（5年）					R13～	

*認知症…いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったために、様々な障がいが起こっている状態。記憶障がいや見当識障がい、判断力、実行機能の低下などの中核症状と、うつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。

【社会福祉法における位置付け（社会福祉法抜粋）※令和7年10月1日施行】

■地域福祉の推進

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

■福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

■市町村地域福祉計画

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

5 保健福祉分野の各個別計画に共通する考え方

(1) 地域共生社会の実現について

■人々の暮らししていく上での課題の複雑化・複合化

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らししていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合い「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題（8050問題*）や子育てと介護を同時に行う世帯の問題（ダブルケア*）など解決が難しい課題があります。

これらは、介護保険制度や子ども・子育て支援制度などの単一の制度では対応が難しく、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

■地域共生社会の実現

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいけるよう、地域や住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない問題（複雑化・複合化した課題、制度の狭間で支援につながらない課題など）や社会的孤立への対応、また、地域の「つながり」の弱まりなどの諸問題に対応した、地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による「包括的な支援体制*」の構築が必要です。

(2) SDGsの推進について

SDGs*は、平成27年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって令和12年までの17の国際目標が設定されています。この17の目標は相互に関連しており、それを包括的に解決することで、17の目標を達成する仕組みとなっています。

SDGsは、「誰一人取り残さない」取組にするために、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げており、本計画の基本理念「みんながつながり ひとりひとりが輝くまち」は、SDGsの実現において不可欠な取組です。

市においても、少子高齢化の進展による人口減少など様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり成長力を確保するために、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりを推進していくことが、SDGsの理念と重なり合うことから、持続可能な開発を統合的な取組として推進するSDGsを、福祉の側面から推進していきます。

* **8050問題（はちまるごーまるもんだい）** …80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題のこと。複合的な要因で困窮し、社会の中で誰にも相談できずに、社会的に孤立してしまう問題。

* **ダブルケア** …育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うこと。育児、介護、仕事をして、体力的・精神的に大きな負担を抱える場合がある。

* **包括的支援体制（包括的な支援体制）** …高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者など、属性に関わらず、地域住民が抱える複合的・複雑化した生活課題に対し、相談者や関係機関が分野の壁を越えて連携・協働し、包括的（一体的・総合的）に支援を提供する体制。

* **SDGs（エス・ディー・ジーズ）** …Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標のこと。当市では、令和3年度に、国のSDGs未来都市に選定されている。

第2部各論第1章「施策の展開」の方向性ごとに関連するSDGsのゴールを示すアイコンを掲載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 情報通信技術（ICT）の活用について

少子高齢化の進展による人口減少の中、福祉サービスに限らずあらゆる分野において、質の維持や向上、人材の確保が課題としてあります。そのような中で、情報通信技術（ICT*）の活用により効率化や人材不足の解消が期待できることから、その活用を検討し、取組を進めていくことが重要です。

* ICT（アイシーティー）… Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称で、情報処理だけでなく、ネットワークを活用した情報や知識の共有を含む幅広い技術の総称。コンピュータを単独で使うだけでなく、インターネットなどの通信技術を通じて情報を伝達し、人と人とのコミュニケーションを円滑にすること。代表的な例としては、パソコンやスマートフォン、インターネット、メール、オンライン会議、クラウドサービスなどがある。

6 地域福祉を推進するための担い手とそれぞれの役割

地域福祉の推進にあたっては、市民や福祉事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うとともにお互いの協働により進めることが求められます。

地域福祉の担い手とそれぞれの基本的な役割については、次のようなことが期待されています。

担い手	それぞれの役割	本計画における定義
市民	福祉サービスの利用者であることと併せ、地域福祉の担い手でもあることへの理解を深めることが大切です。 また、地域協働によるまちづくりの考え方により「市民が主体となった地域づくり活動」と、「市民と行政の協働によるまちづくり」に積極的な参画が期待されています。	市民、地域活動団体（例：自治会*、地域協働体*、ボランティア団体、NPO*など）、企業など
福祉事業者	福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに対応し、良質かつ適切な福祉サービスの提供が求められています。 福祉サービスの提供にあたっては、利用者の権利を擁護し、利用者の立場に立った福祉サービスの確保に努め、地域での生活を支援することが期待されています。	福祉サービス事業者
社会福祉協議会	地域福祉を推進するため、市民や様々な団体や機関などの参加・協力のもとに組織された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として明確に位置付けられています。 「一関市地域福祉活動計画」を推進する中で、地域福祉を担う「ひとづくり」・「まちづくり」・「しくみづくり」の各分野で、大きな役割を担うことが期待されています。	一関市社会福祉協議会
行政	本計画の基本理念のもとに、市民や福祉事業者、社会福祉協議会との協働により計画を推進します。このため、地域福祉のニーズ把握に努め、福祉サービスの利用促進と多機関協働*による体制整備を図ります。	一関市（教育委員会を含む）

*自治会…一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意の団体で、当該区域の住民相互の連絡、親睦など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行っている。当市の自治会は、主に行政区の区域を単位に組織されており、地域によっては、民区、町内会、集落公民館といった呼称の自治会組織もある。

*地域協働体…一定の区域（市民センターの管轄区域）において、自治会や地域の各種団体などが中心となって形成された団体で、地域づくり計画に基づき、地域課題の解決に向けた地域づくり活動を持続的に実践する組織。

*NPO（エヌ・ピー・オー）…行政・企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体のこと。また、NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称。

*多機関協働…単独の支援機関では解決できない複合的・複雑化した課題に対して、福祉、行政、医療、介護、教育、司法などの複数の機関や専門職が主体的に協力し、それぞれの強みを活かして支援を行うこと。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

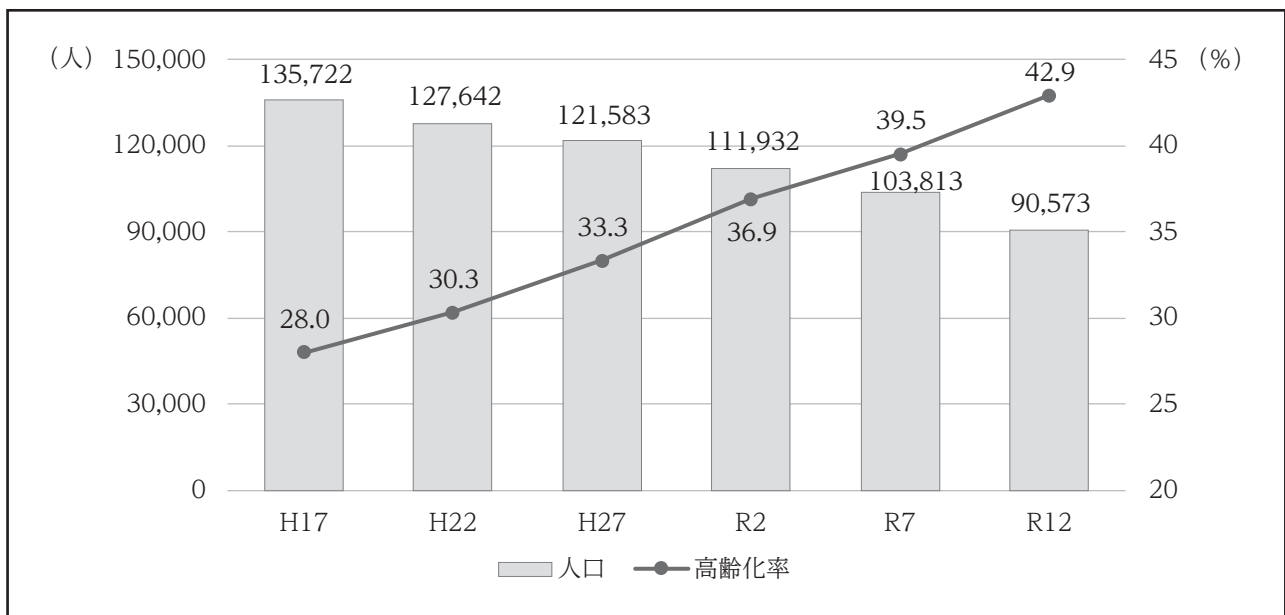
1 人口・年齢別人口割合の状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

一関市の総人口は平成17年国勢調査によると、135,722人でしたが、年々減少が続いており、令和12年の推計値では90,573人と45,149人減少する見込みとなっています。

減少し続ける人口に対し、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）については、年々上昇しており、平成17年は28.0%でしたが、令和12年には14.9ポイント上昇し、42.9%となる見込みです。

【総人口と高齢化率の推移】



資料：国勢調査、一関市住民基本台帳

注1：平成17年、22年、27年、令和2年の調査では総人口に年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しません。

注2：令和7年は、一関市住民基本台帳（令和7年10月1日現在）によります。

注3：令和12年は、一関市人口ビジョンによる推計人口です。

(2) 年齢別人口の推移

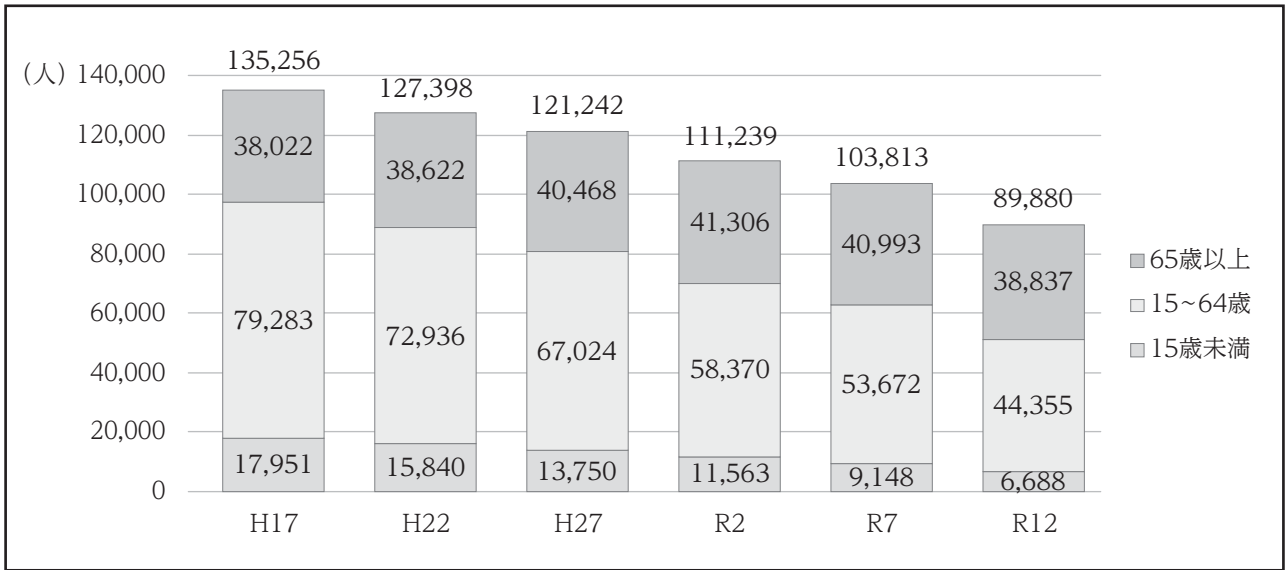
一関市の総人口を年齢3区分別にみると、平成17年時点において、高齢者人口は年少人口よりも2万人以上多く、その差は年々広がり、令和12年には高齢者人口は年少人口よりも3万8千人以上、多くなることが見込まれます。また、総人口に占める構成比を年齢別に見ると、平成17年から令和12年の状況は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加が見込まれます。

次に、令和5年の高齢化率については、一関市38.6%、岩手県35.0%、全国29.1%となっており、一関市は、県平均、全国平均を上回り、高齢化率が高い状況となっています。

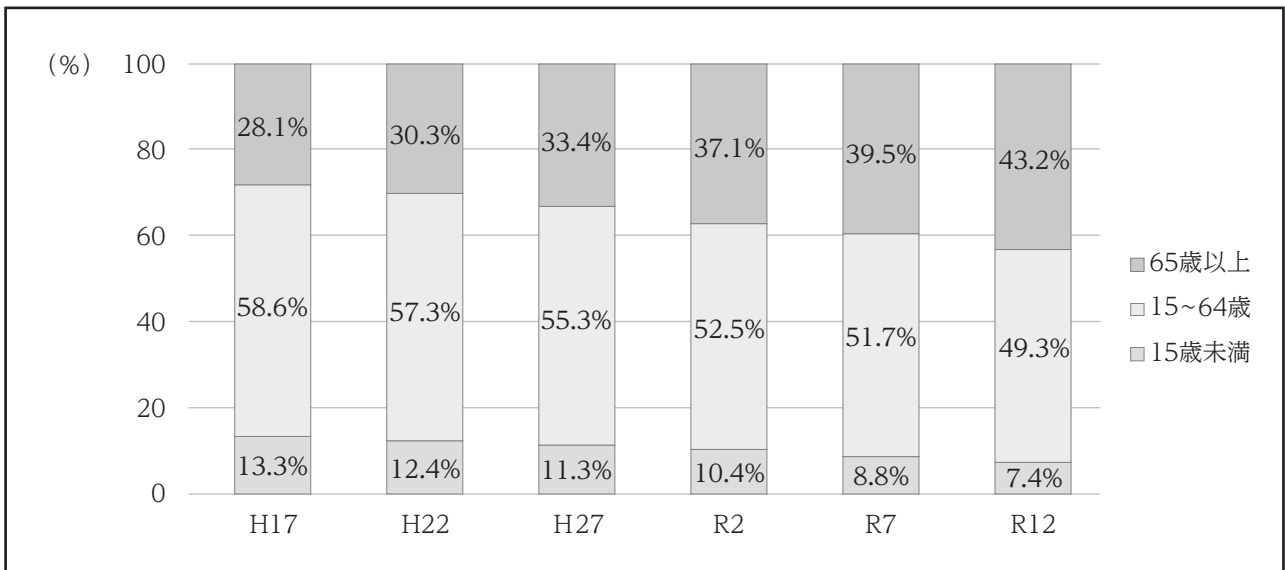
一方で、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの人数を表す数値）は、一関市1.25、岩手県1.17、全国1.18となっています。一関市は、県平均、全国平均を上回っているものの、近年では同水準となっており、人口維持に必要とされている基準値2.07を下回っています。

これらのことから、総人口が減少する中で、年少人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢化の傾向が顕著となっていると言えます。

【総人口と年齢3区分別人口推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査、一関市住民基本台帳、岩手県「岩手県人口移動報告年報」

注1：この総人口に年齢「不詳」は含まれていません。

注2：令和7年は、一関市住民基本台帳（令和7年10月1日現在）によります。

注3：令和12年は、一関市人口ビジョンによる推計人口です。

【高齢化率と合計特殊出生率】

(令和5年)

区分	高齢化率	合計特殊出生率
一関市	38.6%	1.25
岩手県	35.0%	1.17
全国	29.1%	1.18

注1：高齢化率については、一関市は岩手県人口移動報告年報、岩手県、全国は総務省統計局「人口推計」によります。

注2：合計特殊出生率については、岩手県保健福祉年報、厚生労働省「人口動態統計」によります。

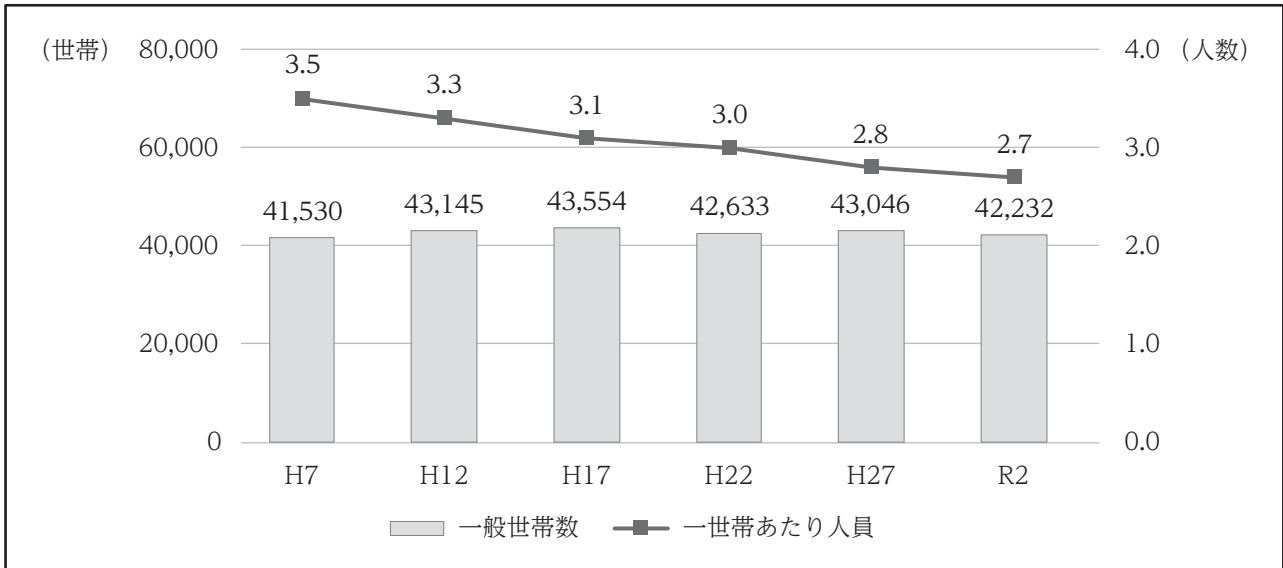
2 世帯の状況

(1) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

市の総世帯数は、平成7年で41,530世帯であり、人口の減少と相反して年々増加を続けていましたが、平成22年から令和2年の間はほぼ横ばいに推移しています。

また、1世帯あたり人員は、平成7年の3.5人、平成17年の3.1人、令和2年の2.7人であり、年々減少傾向にあります。

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】

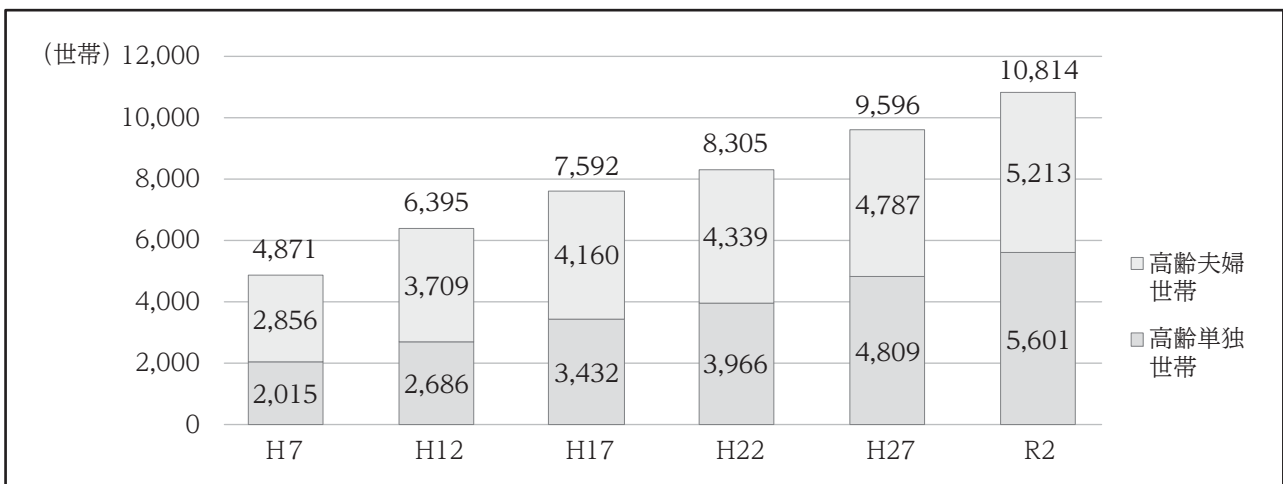


資料：国勢調査（令和7年調査結果は策定時点未公表）

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成される世帯）の状況を見ると、単独世帯（一人暮らし世帯）、夫婦世帯とも増加しており、平成7年と令和2年の比較では、25年間で単独世帯は約2.8倍、夫婦世帯は約1.8倍に増加しています。また、高齢者世帯の一般世帯に占める割合は11.7%から25.6%に増加しています。

【高齢単独世帯数・夫婦世帯数の推移】



資料：国勢調査（令和7年調査結果は策定時点未公表）

3 障がい者の状況

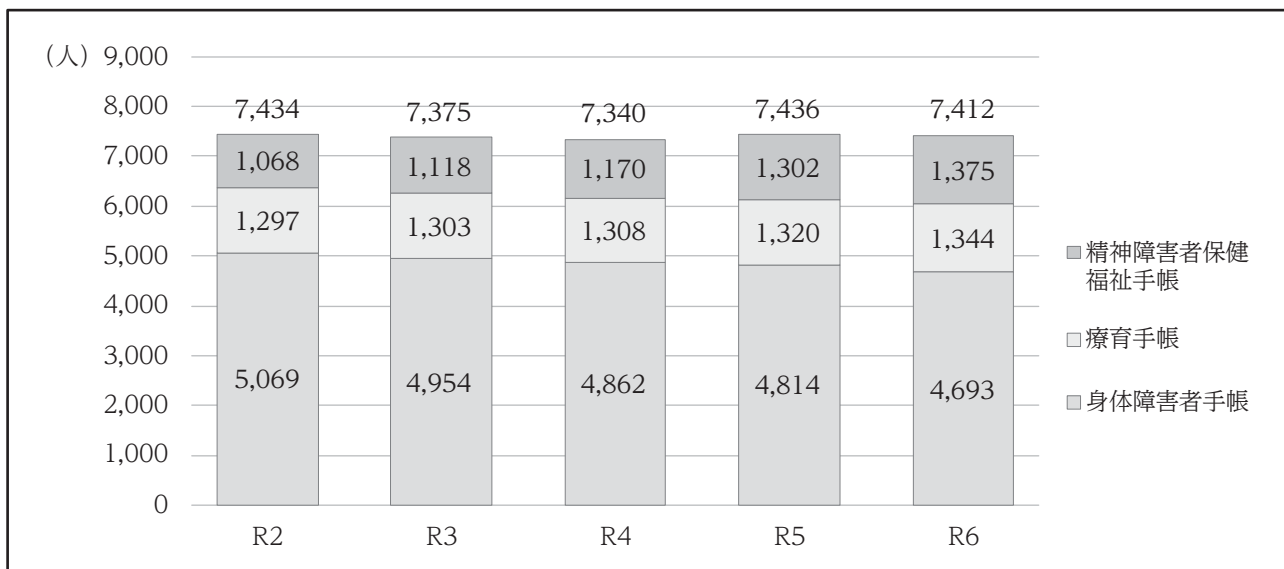
障がい者手帳を所持している人は、令和6年度末現在7,412人で、一関市の総人口の約7.1%となっています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者4,693人、療育手帳（知的障がい者のための手帳）所持者1,344人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,375人となっており、身体障害者手帳所持者が最も多く全体の約63.3%を占めています。身体障害者手帳所持者は、肢体不自由の人が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がいの順となっています。

総人口が大きく減少している背景もあり、手帳所持者の総数は概ね減少傾向にあるものの、人口に対する手帳所持者の割合の推移から見ると僅かながら増加傾向にあります。

なお、各手帳の所持者数は、身体障害者手帳は年々減少傾向であり、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあります。

【各手帳所持者の推移】

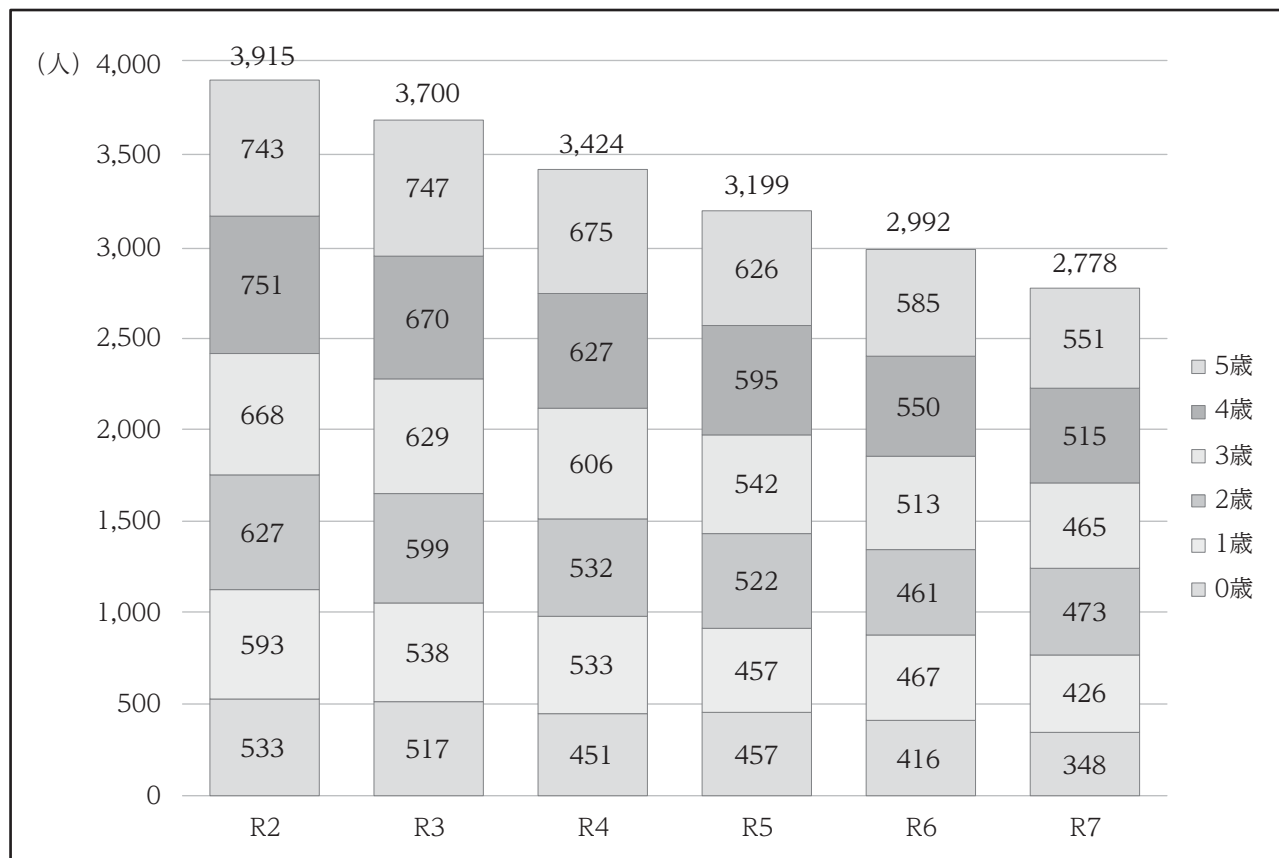


資料：一関市、一関市住民基本台帳（各年度3月31日現在）

4 就学前児童の状況

令和2年4月1日現在の就学前児童数（5歳以下の児童数）は、3,915人でしたが、年々減少し少子化の傾向を示しています。令和7年には、令和2年から1,137人が減少し2,778人となっています。

【就学前児童数の推移】



資料：一関市住民基本台帳（各年3月末現在）

【認定こども園・幼稚園・保育所入所児童状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定こども園	1,715人	1,722人	1,696人	1,678人	1,743人	1,635人
幼稚園	301人	260人	214人	189人	163人	130人
保育所	1,049人	914人	800人	692人	534人	510人
合計	3,065人	2,896人	2,710人	2,559人	2,440人	2,275人

資料：一関市（各年5月1日現在）

注：認定こども園の児童数は、幼稚園部門、保育所部門の合計

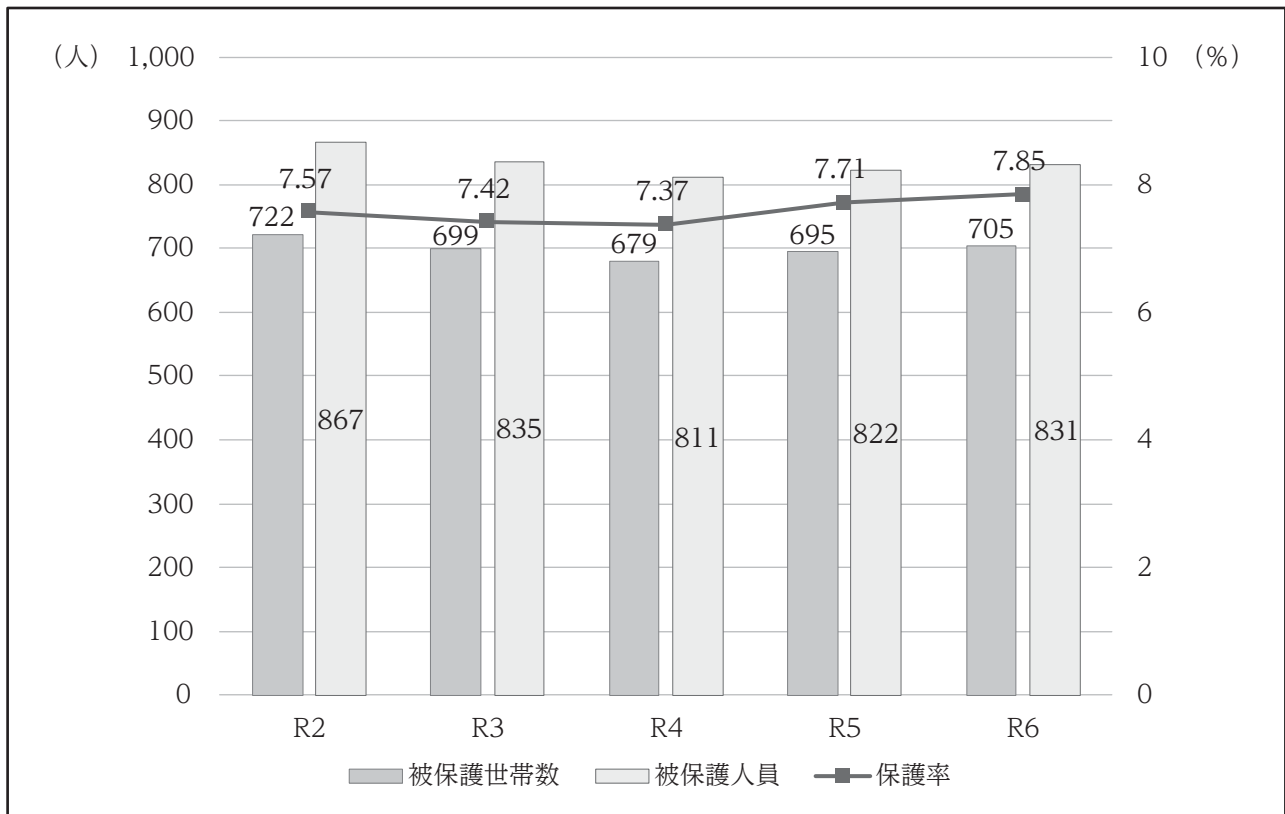
5 生活保護の状況

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

当市における令和6年度末の保護の状況は、被保護世帯数705世帯、被保護人員831人で、令和元年度以降減少傾向にありましたが、令和5年度から増加傾向にあります。

また、人口千人当たりの被保護人員を表す保護率も上昇傾向にあり、令和6年度末では7.85%となっています。当市の保護率を同年度の岩手県や全国と比較してみると、岩手県の10.98%及び全国の16.20%を大きく下回っている状況にあります。

【被保護世帯数・被保護人員の推移】



資料：一関市 各年度末現在の人数

※ ‰ (パーミル) は、千分率で人口千人比

【生活保護率の推移】

(単位：‰)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関市	7.57	7.42	7.37	7.71	7.85
岩手県	10.46	10.42	10.46	10.52	10.98
全国	16.30	16.20	16.20	16.20	16.20

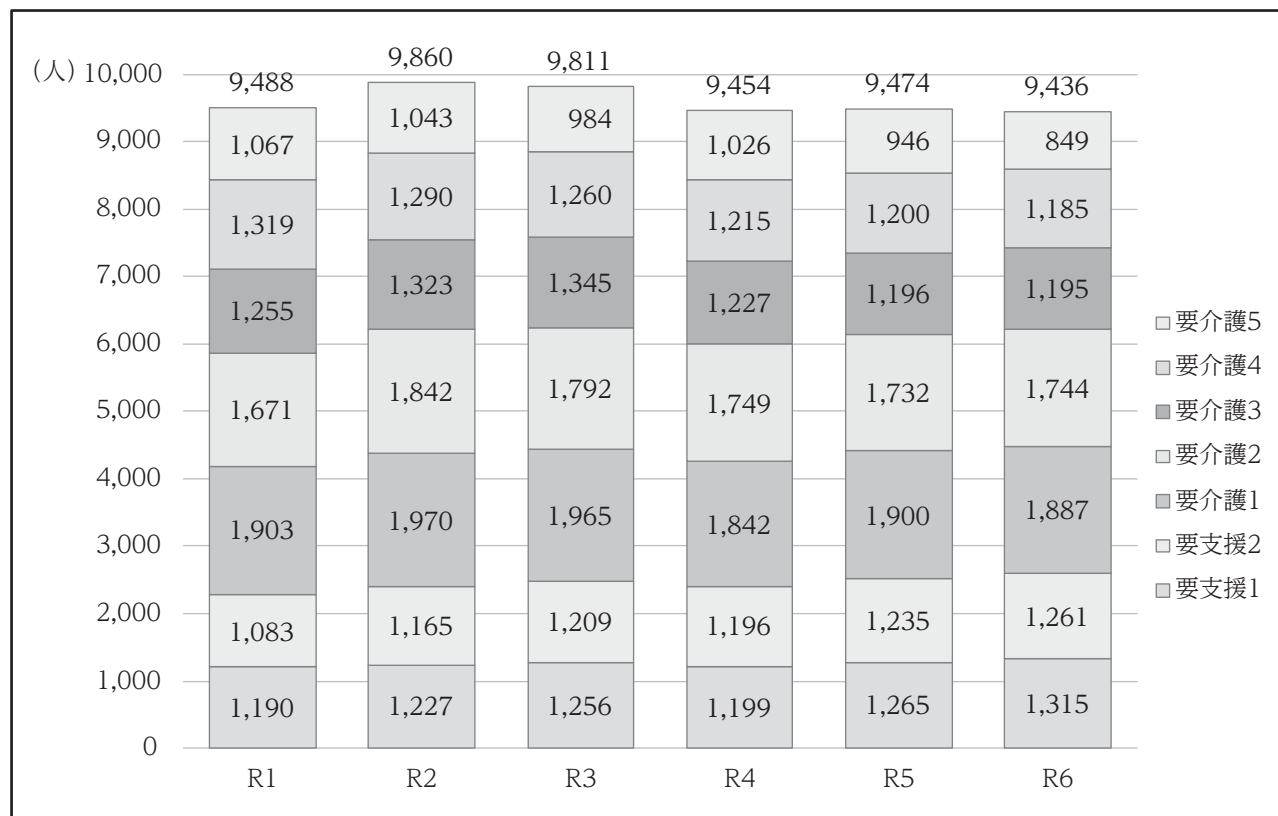
※ 令和6年度の全国の保護率は10月現在の速報値

6 介護保険の状況

要支援・要介護認定者数は増加傾向でしたが、令和4年度には前年度から357人減少し、その後は、ほぼ横ばいに推移しています。令和6年度の介護保険の要支援・要介護認定者は9,436人で、令和元年度と比較すると、52人減少しています。

また、65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）は、令和6年度22.6%となっており、65歳以上の高齢者約5人に1人が介護認定を受けています。

【要支援・要介護者の推移】



資料：一関地区広域行政組合（各年度末）

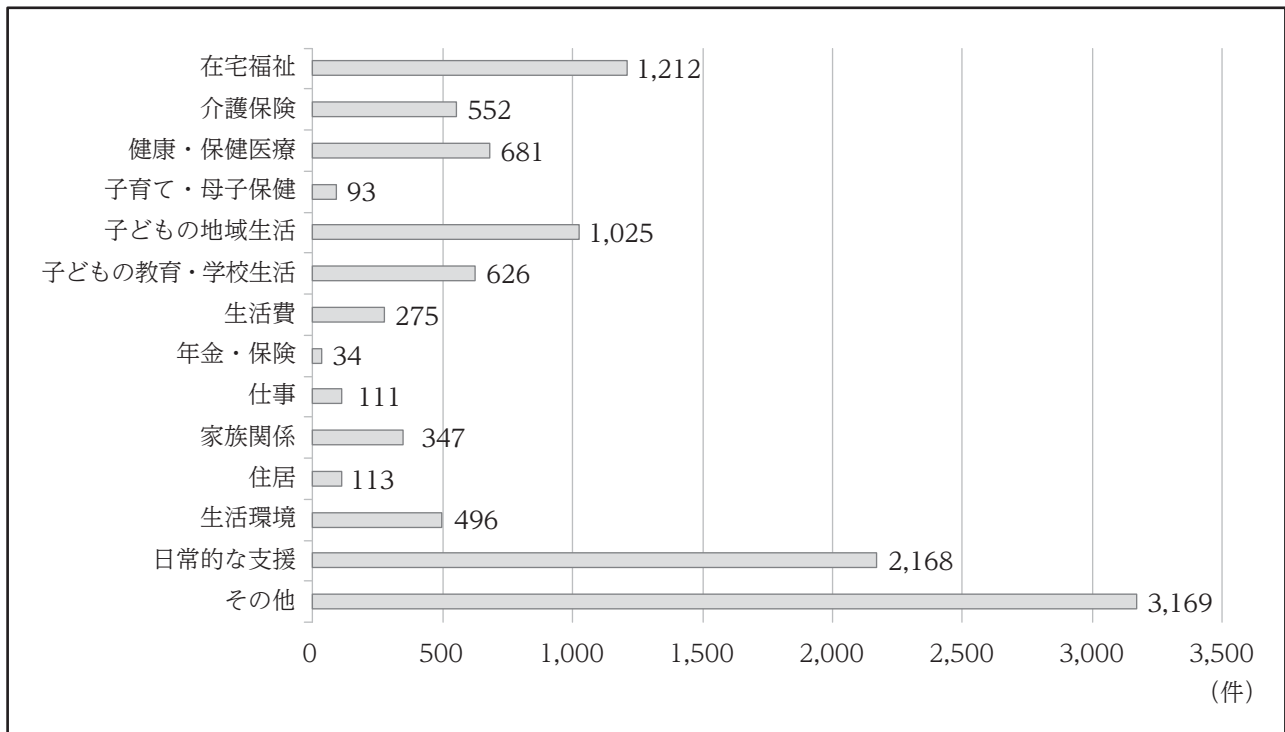
7 民生委員・児童委員の活動

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱により、地域住民の様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行い、関係機関との連携や協力により、社会福祉の増進を図るために活動しています。また、児童委員も兼ね、地域の児童福祉に関する援助も行っています。なお、平成6年からは主として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されています。

民生委員・児童委員*（主任児童委員を含む）は、市内のすべての地区に配置されており、一関市では390人の民生委員・児童委員が活動しています。また、それぞれ地区ごとに法定の民生児童委員協議会が組織されており、各民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域を含む民生児童委員協議会に属し、委員間の連携や、地域情報の共有、相談・援助に関する検討などを行い、福祉活動の推進に努めています。

令和6年度の相談・支援件数は10,902件で、その内容は多岐にわたります。

【民生委員・児童委員の活動状況】



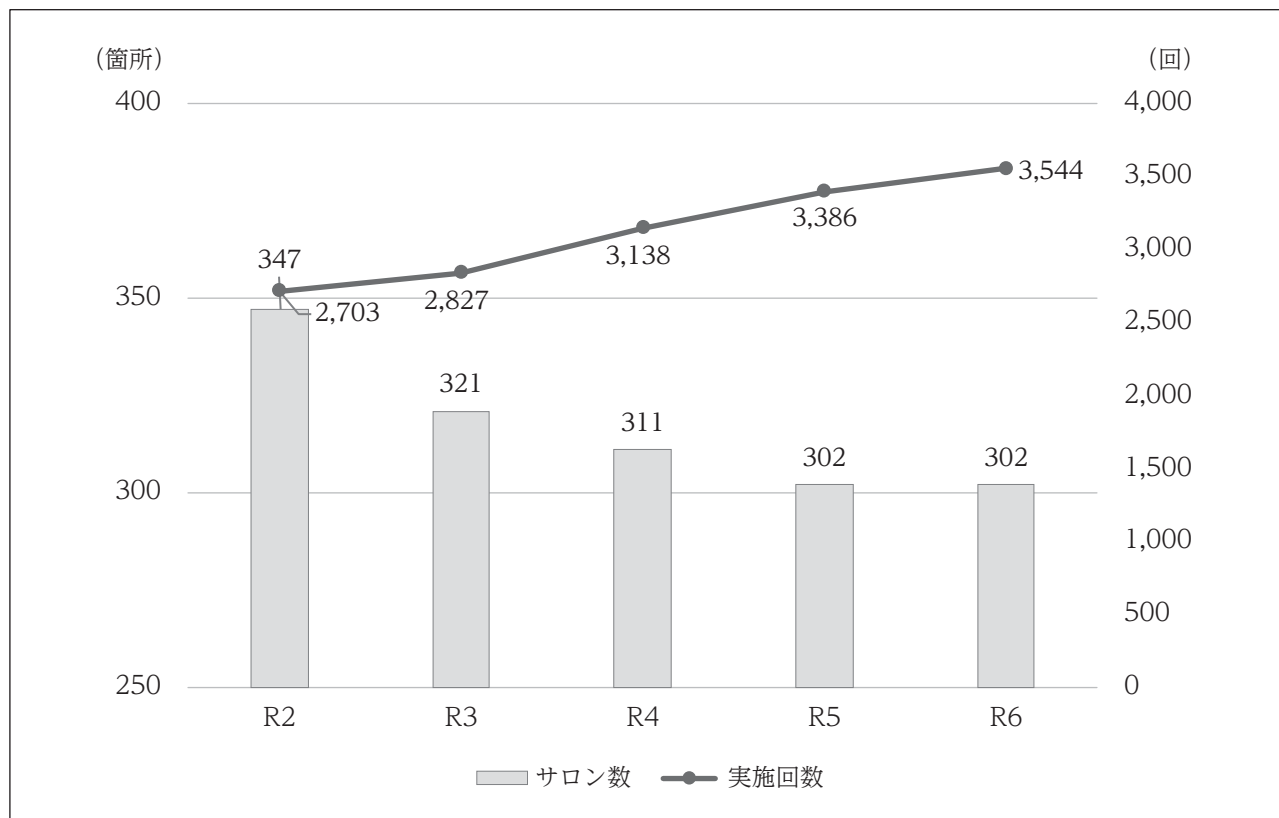
資料：一関市

* 民生委員・児童委員…社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進等を主な職務として厚生労働大臣から委嘱され活動している。児童福祉に関する援助・指導を行う児童委員は、民生委員が兼ねている。また、平成6年からは主として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されている。

8 ふれあいサロンの実施状況

高齢者の生きがいづくりや交流などを目的としたふれあいサロン*の実施箇所数は、令和6年度は302か所、実施回数は3,544回となっています。令和2年度の実績と比べると、実施箇所数は減少傾向、実施回数は増加傾向になっています。

【ふれあいサロンの実施状況】



資料：一関市社会福祉協議会

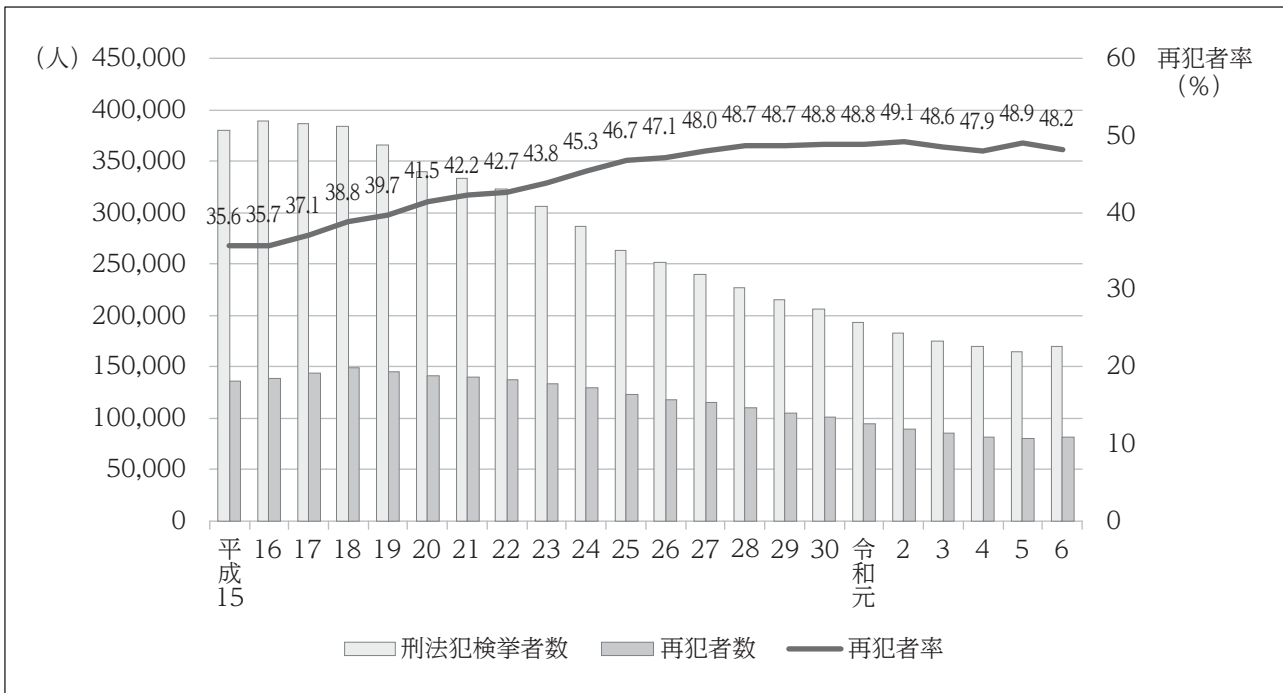
*ふれあいサロン…地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動。高齢者等が地域の中で孤立した生活を送ることなく、談話やレクリエーション等を通じて仲間とふれあい、楽しく・気軽に・無理なく過ごせる場づくりを地域の中につくるものとし、定期的な交流を通して、一人ひとりの自分らしさ・生きがいなど心豊かな暮らしをお互いに応援しあっていく活動。参加する方々と運営するボランティアが自由な発想で企画運営する活動。

9 再犯に関する状況

(1) 検挙人員に占める再犯率（全国）

全国における刑法犯検挙人員は、平成16年をピークに減少傾向ですが、その一方で検挙人員に占める再犯者数の割合は年々上昇しており、令和2年には過去最高の49.1%となっています。近年では高い水準のまま横ばい傾向であり、検挙人員のうち約半数が再犯者であることが分かっています。

【刑法犯検挙人員・再犯者率（全国）】

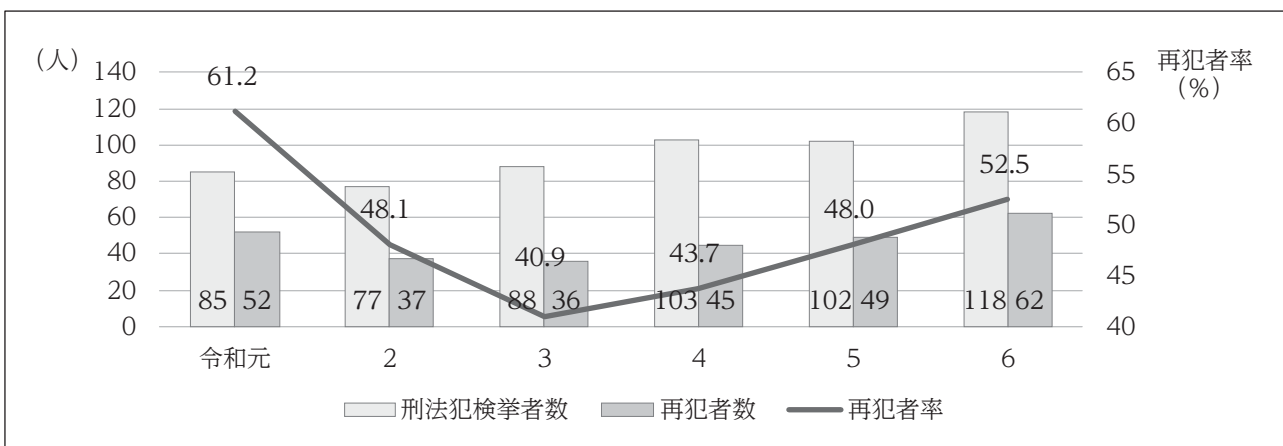


(2) 一関市の状況

■検挙人員及び再犯率

一関・千厩警察署管内における令和6年の刑法犯検挙人員は過去5年間で最も多く118人となっています。また、令和6年の再犯率は52.5%で、全国の48.2%より高い割合となっています。

【刑法犯検挙人員・再犯者率（一関・千厩警察署内）】



■罪種別検挙の状況

令和6年の一関・千厩警察署管内の罪種別検挙状況は、空き巣・万引き等の窃盗犯が特に多く、全体の約半数を占めています。また、犯行時の年齢別検挙人員状況は、65歳以上が全体の約34%と最も高い割合を占めており、犯行時の職業別状況は約45%が無職者となっています。

【罪種別検挙の状況（一関・千厩警察署内）】

罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	犯行時の年齢別						犯行時の職種別			
				20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～	有職者	学生・生徒等	無職者	
令和6年	刑法犯総数	118	56	62	18	19	18	15	8	40	65	0	53
	凶悪犯	2	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0
	粗暴犯	19	10	9	2	4	3	4	0	6	13	0	6
	窃盗犯	63	27	36	4	8	9	7	7	28	24	0	39
	知能犯	7	2	5	4	0	2	1	0	0	6	0	1
	風俗犯	11	5	6	3	3	2	1	0	2	7	0	4
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	4	2	2	4	0	0	0	0	0	2	0	2
令和5年	刑法犯総数	102	53	49	15	14	10	15	7	41	47	0	55
	凶悪犯	6	2	4	1	2	1	1	0	1	3	0	3
	粗暴犯	20	12	8	6	5	2	3	0	4	12	0	8
	窃盗犯	66	34	32	6	6	7	10	4	33	26	0	40
	知能犯	6	2	4	1	1	0	0	3	1	4	0	2
	風俗犯	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	覚醒剤取締法	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	2	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1
令和4年	刑法犯総数	103	58	45	36	9	12	13	4	29	59	6	38
	凶悪犯	3	2	1	1	0	1	0	0	1	2	0	1
	粗暴犯	27	14	13	7	2	5	1	1	8	19	0	8
	窃盗犯	42	23	19	6	3	5	9	2	17	17	2	23
	知能犯	19	14	5	19	0	0	0	0	0	14	3	2
	風俗犯	3	2	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1
	覚醒剤取締法	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 資料中の罪種の意味

凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等

粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等

窃盗犯…他人の財産を窃取する全ての行為（空き巣、万引き、自転車盗など）

知能犯…詐欺、横領、偽造、贈賄、背任等

風俗犯…わいせつ、賭博等

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんながつながり ひとりひとりが輝くまち

2 基本方針

誰もが住み慣れた地域で、国籍、年齢、性別、心身の障がいの有無などに関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活するという考え方に基づいた地域社会を実現するためには、市民相互が理解し、ともにつながり支え合っていくことが重要です。

そのために、市民一人ひとりや、自治会、地域協働体、ボランティア団体・NPO等の関係団体、福祉事業者など、多様な主体の協働により、地域福祉の担い手の育成と包括的な支え合いが実践されるとともに、多様なサービスの充実により、自分らしく安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

3 基本目標

(1) 地域福祉を担う「ひとづくり」

地域福祉の推進は、地域づくりやそのための人づくりともいえます。一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みながら、地域福祉を担う「ひとづくり」を推進します。

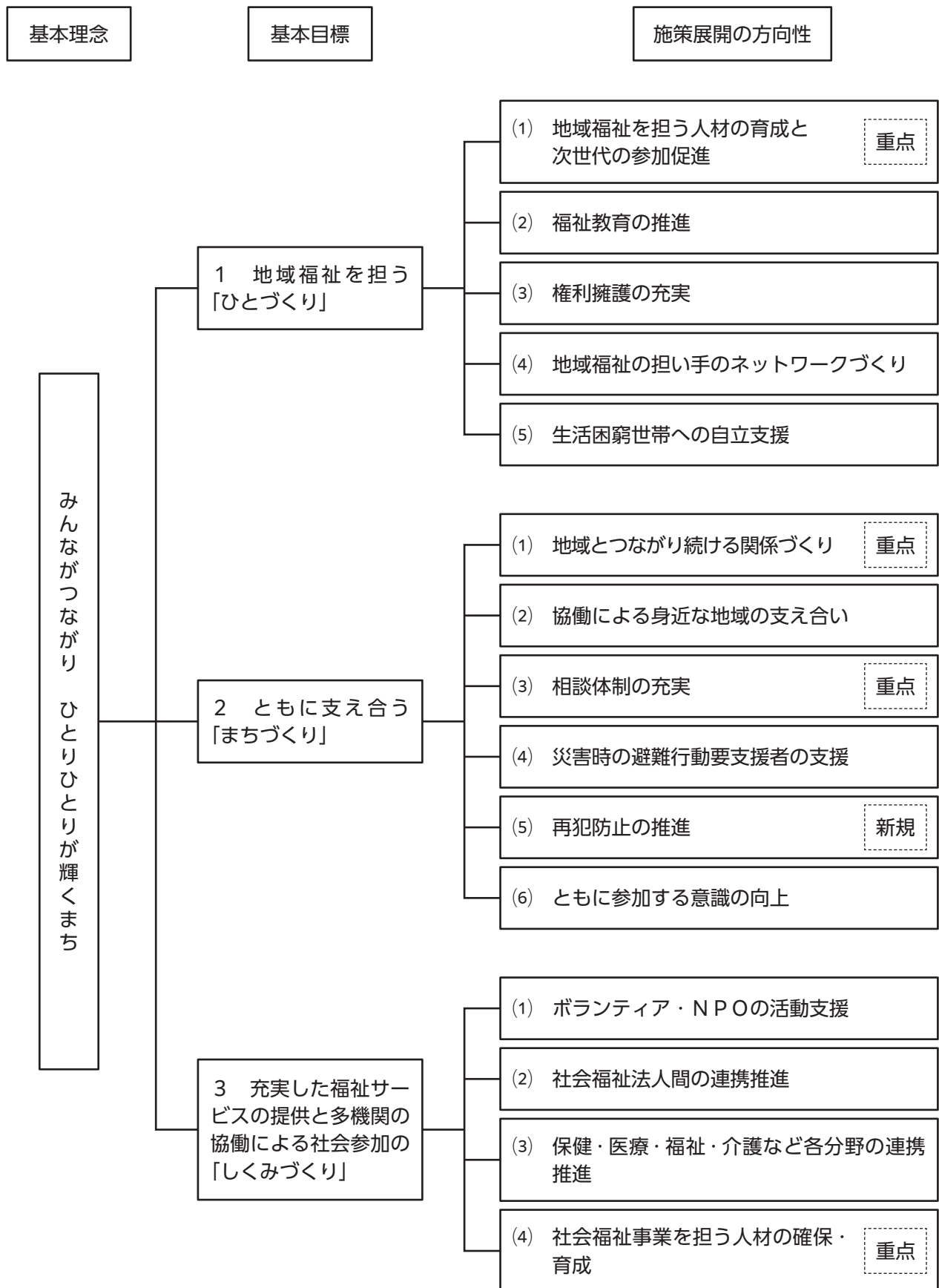
(2) ともに支え合う「まちづくり」

様々な協働の形をつくり、行動することによって、支え合いの仕組みが実践される住み良い「まちづくり」を推進します。

(3) 充実した福祉サービスの提供と多機関の協働による社会参加の「しくみづくり」

福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、多機関でそれぞれが持つノウハウの共有と支援について役割分担しながら課題に取り組み、必要な支援につながる「しくみづくり」を推進します。

4 施策の体系



第2部

各論

第1章 施策の展開

施策の展開 1 - (1)

地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進



【第2期計画の評価】

- 小中学校では、児童生徒に長期休業中などにおいて世代間交流や地域行事に積極的に参加するよう促しており、総合的な学習の時間などで地域の人材を活用した授業や交流に取り組んでいます。
- 学生を対象に施設見学等の体験や地域福祉ワークショップを通じ、社会福祉法人*職員とともに自分の住む地域や地域福祉を考える機会を提供しています。
- 市民センターでは、地域の課題やニーズに即した学びの場を提供することで、人材の育成を進めるとともに、地域福祉への参画意識を高める取組を行っています。
- シニア活動プラザ*の活用や関係機関の連携により、高齢者の社会参加を促進しています。

【現状と課題】

- 地域福祉の主役は市民であり、市民の参画は不可欠なものです。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少、社会構造の変化などにより、地域福祉を担うリーダーの固定化や担い手の不足から、意欲を持つ人を発掘・育成するための仕組みづくりが必要となっています。
- 地域や福祉施設に従事する職員等において、担い手が不足しているという意見がある一方、学生など将来を担う世代は、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の一員として様々な人と交流をしたいという意見ももっています。しかし、新型コロナウイルスの流行以降は、地域や福祉活動における高齢者や障がいのある人等との交流機会が減少し、お互いを理解し、思いやる気持ちを育む機会が少なくなっています。このことから、地域・関係機関等と若者（学校）とを結びつける仕組みづくりが必要です。

【施策の展開】

- ① 生活課題の発見や課題解決など、地域福祉活動や地域づくり活動への参加を通じ、意欲を持つ人の発掘と育成に努めます。
- ② 様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。
- ③ 学校と地域や関係団体が結びつき、社会全体でこどもを育む環境を整え、SNS*等で広く周知することにより、若い世代が体験・参加しやすい交流機会の創出を支援します。

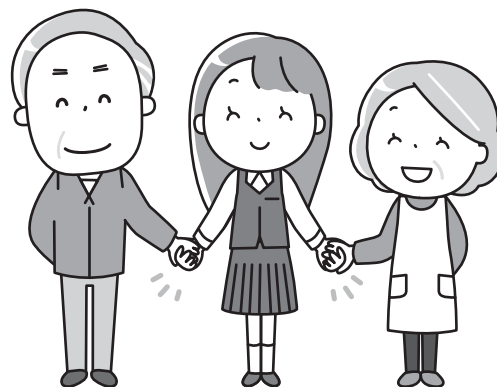
*社会福祉法人…社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人のこと。




*シニア活動プラザ…社会参加や社会貢献を求める高齢者に対して、活動のきっかけづくり、活動団体の支援・仲間づくりを支援するため市が設置し、社会福祉協議会が受託し事業を行っている。シニア世代が、地域や社会の課題解決のために行う活動や新たな取組をはじめなどのチャレンジを応援する総合窓口。

*SNS（エス・エヌ・エス）…インターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ② シニア活動プラザの活用や関係機関の連携により、高齢者の社会参加を促進します。 ③ 社会福祉協議会や学校・地域・老人クラブ連合会・社会福祉法人等と連携し、高齢者や障がいのある人等との地域交流を促進します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 公的サービスでは対応しきれない「制度の狭間」の課題や複合的な生活課題を抱える方々への支援を行います。 ② 住民の自主的な福祉活動を尊重し、立ち上げや運営などについて、継続して専門的に支援します。 ③ 福祉に関わる団体・企業等に呼びかけ、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。</p>
<p>福 祉 事 業 者</p>	<p>① 専門的な人材の派遣、情報提供を行い、地域福祉を担う人材の育成に協力します。 ② ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、体験・交流する場所や機会など積極的な受け入れを推進します。</p>
<p>市 民</p>	<p>① 自治会など地域で行われる行事等を、メールやSNS、広報紙などで情報を発信しましょう。 ② 世代間交流が図られるような行事や活動の機会をつくっていきましょう。</p>



施策の展開 1 - (2)	福祉教育の推進	  
-------------------------	----------------	---

【第2期計画の評価】

- 小中学校では、高齢者や障がいのある人との交流機会や福祉教育を推進するため、教育課程計画書に福祉教育に関する項目を位置付け、高齢者、障がいのある人との交流や福祉施設への訪問などを行っています。
- 教育・保育施設等においては、こどもたちが高齢者や障がいのある人と交流し、ふれ合う機会を確保することで、支え合う心や他者理解などを育むことができるよう努めています。
- 障がいの種別や特性などの理解促進、合理的配慮の普及啓発、障がいのある人の社会参加の促進を図るため、スポーツ、文化活動及び福祉まつり等の各種事業を実施しています。

【現状と課題】

- 近年、少子化や核家族化など家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者等との関わりのある世帯が少なくなってきました。また、地域社会でも世代間や障がいのある人などとの交流機会が減少しており、お互いをいたわり思いやる気持ちを育む機会が少なくなっています。
- すべての人が年代や属性を問わず、互いの個性や尊厳を認め、思いやる気持ちを育んでいくことが地域福祉には重要であることから、認知症の人や障がいのある人など様々な支援を必要とする人を理解するために、成長ステージに応じた福祉教育の取組が必要です。
- 地域福祉の活動を推進していくための人材が不足していることから、新たな人材の確保や育成を図る取組が必要です。
- 地域福祉を考えることや活動に参加することにより、個人のアイデンティティ（自己同一性）*や自尊心*の高まりにつながることを期待されています。

【施策の展開】

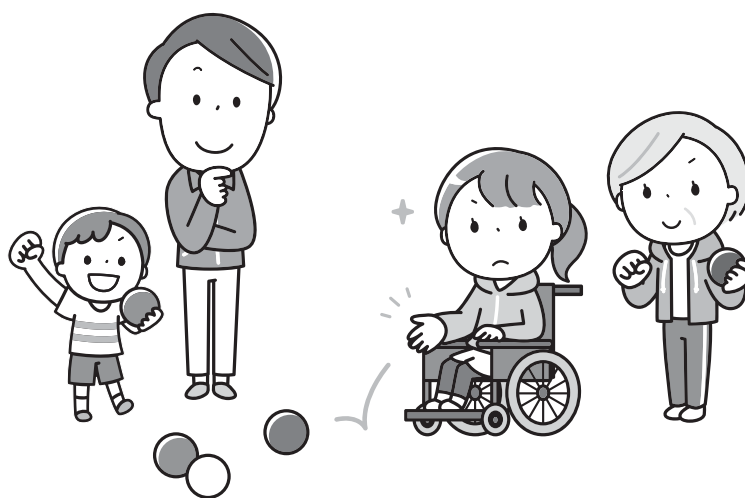
- ① 家庭や地域、職場などにおいて、様々な機会を捉え、関係機関と情報を共有し、連携しながら世代間交流や体験機会を充実させ、福祉に関する知識の普及などの福祉教育を推進します。
- ② こどもたちが高齢者や障がいのある人などと交流し、ふれ合うことは、お互いを理解し、支え合う心を育むことにつながることから、教育・保育施設等や学校で、高齢者、障がいのある人などとの交流機会の充実に努めます。
- ③ 地域福祉活動を持続するため、行政、社会福祉協議会、福祉事業者及び市民が連携して、福祉に関する理解や関心を醸成し、交流と参加を通じた福祉教育の推進に努めます。

*アイデンティティ（自己同一性）…他者と区別される個人の独自の性質、個性、価値観、信念、所属意識などを統合した概念。

*自尊心…自分自身を価値ある存在として尊重し、肯定的に評価すること。

【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がいのある人などとの交流機会の拡充や福祉教育を推進します。</p> <p>② 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。</p> <p>③ 社会福祉協議会等と連携し、各種講演会、学習会などを開催します。</p> <p>④ 福祉事業者や関係機関と連携し、体験学習の機会の拡充と福祉の魅力発信に努めます。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 福祉についてのイメージを身近に感じてもらえるよう、各学校へ福祉教育について事例を紹介し、学校と協働して取り組む内容を増やす取組を進めます。</p> <p>② 福祉についての講座等の企画運営について、他団体と連携を図りながら実施していきます。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① ボランティアの受け入れや学生に体験学習の場を提供し、福祉の仕事や現場の理解の促進に努めます。</p>
<p>市 民</p>	<p>① 地域、職場等で、高齢者、障がいのある人や子どもとの交流を通じた学習機会に積極的に参加しましょう。</p> <p>② 家庭において、福祉について話し合う機会をもちましょう。</p>



施策の展開 1 - (3)	権利擁護*の充実			
-------------------------	-----------------	--	--	--

【第2期計画の評価】

- 市こどもセンターと関係機関との連携により、児童虐待の予防と早期発見、こども・若者の人権尊重に関する周知啓発に取り組んでいます。
- 障がいのある人に対する虐待、差別、不利益な取り扱い及び合理的配慮の提供について、市ホームページなどを活用して防止と普及啓発を図っています。
- 成年後見制度利用促進計画に基づき、判断能力の不十分な高齢者や障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見支援センターと関係機関との連携により、成年後見制度の普及啓発と利用の支援をしています。

【現状と課題】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由から、判断能力が十分でないために適切な福祉サービスの利用申請等ができない方や自分の財産を管理できない人がおり、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きへの支援が求められています。
- 成年後見制度をはじめとする権利擁護*事業については、意思決定支援の難しさがあることに加え、制度の周知が十分でなかったり、手続きの煩雑さや専門的な知識が必要なことから、制度の利用がなかなか進まない状況にあります。
- 虐待や差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）などへの対応が増加しており、地域の中で様々な要因で困難な状態に陥っている方への支援が求められています。

【施策の展開】

- ① 一人ひとりに寄り添いながら解決に導いていく相談体制を強化し、身近な相談の場づくりと、関係機関・団体のネットワークを最大限に活かした福祉サービスの利用促進に努めます。
- ② こどもの権利条約やこども基本法に基づき、すべてのこどもが個人として尊重され、適切に養育され、その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるようにするために、こどもの権利に関する周知啓発に努めます。
- ③ 認知症の人や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るためには、財産管理や契約などの法律行為への支援も必要であり、日常生活自立支援事業*や成年後見制度*の利用促進に向け、周知普及・啓発や研修機会の充実に努めます。
- ④ 高齢者や障がいのある人、こどもなどに対する虐待防止に関する啓発に努め、関係機関と連携して虐待の早期発見と防止を推進します。
- ⑤ 成年後見支援センターを中核機関として、地域ネットワークの連携をさらに推進します。

***権利擁護**…その人がその人らしく生きていくために、権利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症や知的障がいにより自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

***日常生活自立支援事業**…認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度で社会福祉協議会が実施している。

***成年後見制度**…認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人等判断能力が不十分となった人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

【それぞれの役割】

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 一関市成年後見制度利用促進計画を基本として、成年後見制度の利用に関し、ネットワークの構築を進め、必要な人が適切なタイミングで成年後見制度を利用できる体制の構築に努めます。 ② 市民後見人*等の育成について、検討を進めます。 ③ 自分だけでは権利擁護事業の利用が難しい方の支援を進めます。 ④ 社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の研修会を開催するなど周知に努めます。 ⑤ 民生委員・児童委員*、福祉事業者等との連携強化により、支援を必要としている方の情報共有を図ります。 ⑥ 高齢者や障がいのある人、こどもに対する虐待については、虐待に関する知識と理解の啓発に努めるとともに、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保と家族などへの支援を行います。 ⑦ 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消や合理的な配慮の提供に関する啓発に努めます。
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 各相談機関において、判断能力が不十分な方、虐待を受けている方などの権利擁護を必要とする方が、必要な支援につながるよう、適切な権利擁護支援に努めます。 ② 日常生活自立支援事業に期待される役割の変化を見定め、より必要度の高い権利擁護支援に取り組んでいきます。 ③ 行政と連携し、意思決定支援や成年後見制度等の権利擁護に関する周知啓発や研修等を行い、権利擁護やその支援の理解を進めます。
<p>福祉事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度の研修の受講などを通じ、制度理解に努めます。 ② 関係機関と連携を図り、制度利用の支援に努めます。 ③ 日常の活動を通じて、虐待の防止と早期発見に努めます。 ④ 高齢者や障がいのある人など利用者の意思決定を円滑に進むよう努めます。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分の意思をはっきりと伝えられなかったり、様々な手続きを行うことが難しい方がいたら関係機関にお知らせしましょう。 ② 虐待と思われる事象を見つけたら、迷わず市役所や警察、児童相談所などの関係機関に通報しましょう。 ③ 研修会等に積極的に参加し、権利擁護について学び理解を深めましょう。

*市民後見人…親族、専門職以外の市民による後見人のこと。研修等により権利擁護の視点や成年後見制度等の知識を学んだ市民が、家庭裁判所から選任された上で、関係機関の支援や監督を受けつつ後見活動を行う。本人と同じ市民という立場で後見人となることで、より本人の立場に立った支援ができるという利点がある。

*民生委員・児童委員…社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進等を主な職務として厚生労働大臣から委嘱され活動している。児童福祉に関する援助・指導を行う児童委員は、民生委員が兼務しており、また、平成6年からは主として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されている。

施策の展開
1 - (4)

地域福祉の担い手のネットワークづくり



【第2期計画の評価】

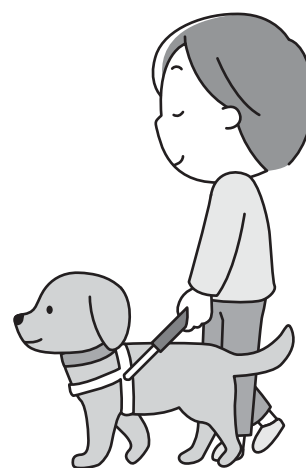
- 地域協働体を中心に、地域内及び地域間のネットワークづくりは一定の進展を見せています。今後はこうしたネットワークを効果的に活用し、地域福祉を担う団体・組織間の情報共有や連携を促進するとともに、課題解決に向けた実効性のある仕組みづくりが求められています。
- 民生委員児童委員連絡協議会や一関地区障害者地域自立支援協議会*などと情報共有を図っています。

【現状と課題】

- 地域福祉を推進する各団体、各組織における情報共有や連携について、より一層の推進が必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えるためには、地域福祉を担う多様な団体・組織が日頃から交流し、情報を共有しながら地域課題の解決に向けて連携するネットワークの構築が必要です。

【施策の展開】

- ① 活動内容や目的に応じて地域福祉を推進するため、福祉事業所や地域福祉を担う団体・組織間の交流をさらに促進し、地域住民や自治会などとの連携を深めながら、情報や社会資源の共有を図るとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。




*自立支援協議会…障がいのある人の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がいのある人・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場として設置された協議会のことで、当市では一関地区障害者地域自立支援協議会がこれにあたる。

【それぞれの役割】

行 政	① 社会福祉協議会や地域協働体と連携し、地域の情報共有や課題解決を図るため、福祉事業所や地域福祉団体などの担い手同士によるネットワークづくりを支援します。
社会福祉協議会	① 地域における福祉活動の担い手不足や、担い手の高齢化といった課題に対して、活動を継続していけるよう、既存のネットワークを強化します。 ② 地域で行われている福祉活動について、周知を強化することで、関心・興味が深まるよう支援します。 ③ 多様な世代や福祉分野以外の団体からも福祉活動へ協力がもらえるように努めます。
福 祉 事 業 者	① 積極的に他の事業所、活動団体との交流、情報共有を図り、地域福祉の担い手によるネットワークの構築に努めます。
市 民	① 自治会活動及び地域協働体で実施する事業などに積極的に参加しましょう。



施策の展開 1 - (5)	生活困窮世帯への自立支援	
-------------------------	---------------------	---

【第2期計画の評価】

- 市では、「生活困窮者自立相談支援窓口」を委託して設置し、生活困窮者の相談支援を行っています。相談件数は減少傾向にありますが、従来の「自立相談支援事業」「家計相談支援事業*」「住居確保給付金事業*」の3つの事業に令和7年度から新たに「居住支援事業*」を加え、4つの事業を展開し支援の充実を図っています。

【現状と課題】

- 自立相談支援窓口を委託して設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施していますが、生活に困窮している人を早期に発見し、困窮状態の悪化防止と自立に向けた手立てや取組が求められます。
- 様々な事情により生活に困窮している方、あるいは困窮するおそれのある方に対し、生活課題に応じた自立のための支援や関係機関との連携による支援が必要です。
- 相談数は減少傾向にありますが、コロナ関連の貸付制度が終了し、その返済相談やフォローアップの対応が増加しています。また、相談者は複合的で複雑な課題を抱えている人が多いことから、包括的な支援体制の構築が必要です。

【施策の展開】

- ① 広く相談窓口の周知を行うほか、民生委員・児童委員をはじめハローワークなどの関係機関、行政の関係部署が連携し、課題解決を包括的にいき、支援が必要な人の把握に努め、生活が困窮している世帯を適切な相談機関へつなげます。
- ② 生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、就労・家計相談支援など、自立に向けた支援を関係機関と連携し推進します。

*家計相談支援事業…生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計の立て直しや自立管理能力の向上を支援する制度。

*住居確保給付金事業…生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。離職・休業や事業収入の減少などにより経済的に困窮し、住居を失った、またはそのおそれがある方に対して、家賃相当額を自治体から家主さんへ直接支給することで、住まいと生活の立て直しを支援する制度。

*居住支援事業…生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間に限り宿泊援助を行い、また、食料や日用品の支給、就労支援など自立に向け支援する制度。

【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 市が社会福祉協議会に委託し設置している「生活困窮者自立相談支援窓口」について、ホームページや広報、FMあすもなどにより複合的な周知を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。</p> <p>② 生活保護担当課及び関係部署、ハローワーク、地域若者サポートステーション*、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者からの相談・情報を共有します。</p> <p>③ 複雑化、困難化した課題については、必要に応じて市の関係部署や関係機関等と協議し、情報を共有しながら自立を支援します。</p> <p>④ 支援制度や生活困窮者への支援事例の紹介により、関係機関との連携を強化するとともに、自立支援に必要な地域づくりを推進します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 行政、関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要と思われる方の把握と情報共有を図り、適切な相談機関につなげます。</p> <p>② 「生活困窮者自立相談支援窓口」を中心に、窓口に来ることができない事情を抱える方には訪問しての支援を行い、行政や地域を含めた関係機関とのチーム支援によって、生活困窮者の自立に向けた支援を推進します。</p> <p>③ 地域住民・団体・企業に食料の寄付を呼びかけ、ひとり親世帯へ食料を配付するフードパントリー*や生活に困っている方に無償で食料を提供する食料支援を継続して行います。</p>
<p>福 祉 事 業 者</p>	<p>① 支援が必要と思われる方に対し、自立相談支援窓口にご相談するよう勧めます。</p>
<p>市 民</p>	<p>① 支援が必要と思われる方が近隣にいたら、民生委員・児童委員や自立相談支援窓口にご相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう地域住民同士で見守りましょう。</p>



*地域若者サポートステーション…働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関のこと。当市の名称は「いちのせき若者サポートステーション」。

*フードパントリー…企業や家庭から寄付された食品を生活困窮者や子育て世帯へ無料・直接配布する支援活動。

施策の展開
2 - (1)

地域とつながり続ける関係づくり



【第2期計画の評価】

- 人口減少や高齢化により地域活動の担い手不足が深刻化し、役割の偏りが課題となっています。地域の実情に応じた柔軟な役割分担や多様な主体の参画を促す仕組みづくりを通じて、地域が継続的に活動できる体制の構築が求められます。
- 集まる機会や通いの場づくりを支援することで、世代や国籍を超えて多様な人々が交流し、地域全体で子育て世帯への関心と理解を深めています。
- 障がいのある人や高齢者など、誰もが希望する地域でその人らしい自立した生活ができるよう、また、信頼と安らぎを互いに受けることができる人間関係を構築するため、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所及び社会福祉協議会などの関係機関が連携して支援しています。

【現状と課題】

- 少子高齢化、核家族化等により地域のつながりが希薄化し、地域内でのコミュニケーションがとりにくくなっていることから、個人が抱える深刻な課題が周りの人に伝わらず、その情報がどこにも届かないままとなっている事例があります。
- 年齢、障がいなど、様々な要因により社会的に孤立することのないよう、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。
- 人口減少が進行する中、地域では役員のなり手が不足しており、一人で複数の役員を兼任している場合があります。





【施策の展開】

- ① 高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える障がいのある人や子どもが地域において自立した生活を送ることができるよう、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を越えて支え合う仕組みを目指します。
- ② 社会福祉協議会や福祉事業者、民生委員・児童委員、民間事業所などと連携して、誰もが参加できる居場所づくりを進めるとともに、日常的な「見守り」活動を通じて地域での孤立防止を図ります。

【それぞれの役割】

<p>行政</p>	<p>① 「ふれあいサロン」や「こども食堂」、「子育てサロン」など、誰もが気兼ねなく集まれる機会や通いの場づくりを支援します。 ② 社会福祉協議会や市民、福祉事業者や民生委員・児童委員、企業等と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めます。 ③ 地域のつながりを強化するため、多様な交流機会の創出と参加の促進に努めます。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 「ふれあいサロン」や「こども食堂」、「子育てサロン」など地域の居場所づくり、人と人がつながる機会の提供や活動を支援します。 ② 孤立や孤独の解消に向けて関係機関と協力し、生活支援の仕組みづくりに取り組みます。 ③ 日頃から地域で見守り活動が継続的に行えるよう支援します。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① 課題を抱え、孤立しそうな高齢者や障がいのある人、こどもの情報を、行政や関係機関で共有を図ります。</p>
<p>市民</p>	<p>① 普段からコミュニケーションを深め、あいさつ、声かけ、見守りなどを行いましょ う。 ② 地域での自主的な支え合い活動に取り組み、お互いの助け合い、支え合いを推進しましょ う。</p>



<p>施策の展開 2 - (2)</p>	<p>協働による身近な地域の支え合い</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>11 包み分けられるまちづくりを</p> 	<p>16 平等と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 
--------------------------	------------------------	---	---	--	---

【第2期計画の評価】

- 自治会や地域協働体を中心に、地域課題の把握と解決に向けた取組が継続的に行われています。身近な課題に対して住民自らが話し合い、実践する機会が増加し、地域の主体性と協働意識の向上が見られます。
- 高齢者を支援する活動や高齢者の活動の場の情報を収集することができています。また、定期発行の広報誌などを通して、社会資源や支え合いの仕組みづくりを周知することができています。

【現状と課題】

- 地域が抱える課題は、地域ごとに異なります。そこに住む市民が自らの地域の現状を把握し、課題を発見し、地域で話し合い解決に向けた取組を推進する必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加え、地域全体の人口減少や高齢化により支え手の減少と人間関係の希薄化が進んでいます。家事、通院や買い物の際の移動手段の確保、除雪など、生活上の困りごとが発生していることから、その解決に向けた取組が必要となっています。
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むなか、介護、子育て、生活困窮などの生活に悩みを抱える方や、障がいのある人や高齢者、孤独・孤立といった感覚を抱いたり、生きづらさを感じる人もいます。そういった方々が自ら周囲に助けを求めることや、周囲がその存在に気づき、寄り添うことの大切さを共有する必要があります。

【施策の展開】

- ① 地域の個性や自然、文化などの資源を生かしながら、地域で実践されている自主的な活動を支援し、住民主体の地域づくりの取組を促進します。
- ② ひとり暮らし高齢者の増加などにより多様化する福祉課題に対応するため、課題の把握とその解決に向けて、多様な主体の参画による話し合いの場をつくります。
- ③ 地域の人たちが子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。
- ④ 市民一人ひとりが「生きる」を支え、生きづらさ等の解消に向けた様々な働きかけや社会資源の創出などを支援者、地域住民、支援機関等と連携しながら取組を推進します。

【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 市民、社会福祉協議会、福祉事業者と連携し、課題の発見と課題解決について話し合う場を市全域につくります。</p> <p>② 生活支援コーディネーター（SC）*が関係機関と連携し、各地区の話し合いの場において、地域での互助の仕組みや様々な地域資源を活かした支え合いの地域づくりについて話し合いがされるよう支援します。</p> <p>③ 教育・保育施設等における地域行事への積極的な参加や文化伝承活動の取組などを通じ、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。</p> <p>④ 子育て経験者、高齢者、子育てボランティアなどと子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て支援力の向上に努めます。</p> <p>⑤ 地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者が互いにふれあい、仲間づくりを行う場である子育てサロンを支援します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 関係機関と連携し、支え合い活動などから課題の発見や解決ができるよう支援します。</p> <p>② 各種団体同士の協力体制を促進するために支援します。</p> <p>③ 地域の人材発掘、生きがいづくり、仲間づくりのための交流の場や機会の提供を行います。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① これまでのノウハウを活用しながら、地域の生活課題の早期発見、早期解決に協力します。</p> <p>② 新たな地域福祉活動に協力し、施設や人材、技能などの社会資源（サービス）の開発と提供に努めます。</p>
<p>市 民</p>	<p>① 自治会や地域協働体などを通じて、地域課題の発見や解決に向けた取組に主体的に関わりましょう。</p> <p>② こどもたちが地域において、人との関わり方や社会性等を身につけられるよう、地域の方が率先してこどもたちと関わる気運の醸成に努めましょう。</p> <p>③ こどもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動の機会を提供しましょう。</p>

*生活支援コーディネーター（SC）…地域における高齢者の生活支援や介護予防（見守り、安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）のニーズを把握し、支え合い体制やサービス提供のコーディネートを行う人。

施策の展開 2 - (3)	相談体制の充実	 
-------------------------	----------------	---

【第2期計画の評価】

- 諸手続きや相談の場を捉えて、各種相談窓口を周知し関係機関と連携しながら、悩みを抱える市民が適切な支援につながるよう取り組んでいます。
- 障がいのある人の相談支援事業等の円滑な実施に向け、一関地区障害者地域自立支援協議会の部会での研修などを通じて圏域全体での基本的な対応力向上に取り組むなど、相談支援体制の充実を図っています。
- 基幹相談支援センターが実施する相談ミーティングにおいて、個々のケースに基づく地域課題について関係機関で情報共有を図るなど、課題解決に向けたネットワークを構築するため、障がいのある人への支援の体制づくりに取り組んでいます。
- 民生委員・児童委員の相談活動がしやすいよう事例集の提供や活動内容の周知を図っています。

【現状と課題】

- 介護、育児、生活困窮など生活課題の多様化、複雑化に対応し、行政や関係機関で設置している高齢、障がい、子育て等の各分野の相談窓口の連携や専門機関との連携強化が必要です。
- 相談窓口につながっていない人を早期に発見するとともに、市民が気軽に相談できる体制や必要な情報を容易に入手できるよう相談窓口のより一層の周知を図ることが必要です。
- 生活相談は、身近な相談者である民生委員・児童委員などにより担われている部分が多く、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境整備が求められています。
- 地域内でのコミュニケーションが希薄化している場合、個人が抱える深刻な課題が周りに伝わらず、その情報がどこにも届かないことがあることから、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。
- 市民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制により受け止める仕組みが必要です。
- 相談窓口や抱えた問題の解決策を知る機会を得られない人や既存制度の“はざま”で支援対象になりにくい人がいるため、関係機関等の連携や情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさない、切れ目のない適切な対応が必要です。
- 外国人市民が増えている現状の中で、生活習慣や文化の違い、地域コミュニティとのつながりの薄さ、相互理解の不足から必要な情報が伝わらない場合があるため、外国人市民にも情報が伝わりやすい仕組みが求められています。

【施策の展開】

- ① 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性*や世代を問わない包括的な相談支援体制により受け止める体制の整備に努めます。
- ② 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を推進し、個々の事情に合わせた情報の共有や適切なサービスが提供されるよう努めます。
- ③ SNS等の活用や様々な機会を捉え各相談窓口の周知を図り、外国人市民を含む全ての市民に情報が伝わるよう伝達方法を検討し、わかりやすい情報提供に努めます。
- ④ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくとともに、活動内容の周知を図り、支援が必要な人の情報収集に努めます。

*属性…物事（人・モノ・情報など）が持つ「性質」や「特徴」のこと。

【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 住民が抱える複雑化・複合化する課題に対して、より実効性のある形でのサービスの向上につながるように、包括的な相談支援体制の構築を推進します。</p> <p>② 身近なところでの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>③ 地域包括支援センター*、基幹相談支援センター*、こどもセンター（こども家庭センター）*、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催し、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図ります。</p> <p>④ 各相談窓口について、広報やホームページなどで積極的に情報発信を行います。</p> <p>⑤ 民生委員児童委員連絡協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業*を主とした各相談機関において、個人や世帯単位で課題を見立て、必要に応じて行政を含めた他分野の機関へつなげます。</p> <p>② 民生委員・児童委員等の地域関係者との情報共有を密に行い、地域で社会や支援につながる事が難しい方々に対してつながりがもてるよう、各相談機関とのネットワークを強化します。</p>
<p>福 祉 事 業 者</p>	<p>① 広く相談を受け付け、課題解決に向け取り組むとともに、専門外の相談については、関係機関との連携を図ります。</p> <p>② 各相談窓口の連絡会議に参加するなど課題の解決に向けて積極的に役割を果たしていきます。</p>
<p>市 民</p>	<p>① 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる方に対して、民生委員・児童委員や各相談窓口にご相談するよう勧めましょう。</p> <p>② 介護、育児、生活困窮など、生活における悩みごとや困りごとは、一人で抱え込まず、家族、地域の方、民生委員・児童委員、各分野の相談窓口にご相談しましょう。</p>

*地域包括支援センター…介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

*基幹相談支援センター…障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行っており、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となっている。当市では、社会福祉協議会に委託している。

*こどもセンター（こども家庭センター）…改正児童福祉法（令和4年）により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されている。当市では、「一関市こどもセンター」の名称で設置している。

*生活困窮者自立相談支援事業…生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体（他団体への業務委託も可）となり、専門の支援員が寄り添いながら、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、就労や住居、家計等に関する課題の解決に向けた支援を行う事業。当市では社会福祉協議会が窓口となっている。

施策の展開
2 - (4)

災害時の避難行動要支援者の支援



【第2期計画の評価】

- 災害発生時に自ら避難することが難しく、迅速な避難支援を要する避難行動要支援者の名簿を行政区長や民生委員等の避難支援等関係者に提供していますが、災害に備え、個人情報の提供に同意する方が増え、支援体制の取組強化が求められています。
- 避難行動要支援者名簿の具体的な避難支援方法を定めた個別計画の作成の周知に努めています。
- 災害時避難行動要支援者の避難所などへの立退き避難訓練の実施を進めています。

【現状と課題】

- 災害時に支援が必要な人に必要支援が届くよう、平常時から避難行動要支援者とともに名簿の詳細情報の確認を行い、一人ひとりの避難に応じた個別計画を作成し、地域住民による見守りと安全に避難できる仕組みづくりを構築する必要があります。
- 災害時の避難支援について、誰もが取り残されることなく、みんなが被害を受けないようにするためには、隣近所などの地域の協力が不可欠です。そのためには、避難行動要支援者と地域住民が交流する機会を増やし、日頃から良好な関係を築いていくことが大切です。
また、避難行動要支援者やその家族自身も、普段から災害への備えを行っておくことも必要です。
- 災害時において、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの受け入れなどを行い、支援を必要とする避難者への対応が求められています。
- 福祉避難所*の開設や運営を円滑に行うことができるように、定期的な訓練などにより確認しておく必要があります。
- 避難所などへの立退き避難訓練の実施は、避難支援者となる方々に理解をいただけるよう継続的な取組が必要です。

【施策の展開】

- ① 災害時における避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。
- ② 避難行動要支援者は行政区長、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者などと平常時から連携を密にして、地域住民との関係づくりや災害時の避難支援体制を構築します。
- ③ 災害時の災害ボランティアセンター*の開設に向け、社会福祉協議会との連携を図ります。
- ④ 福祉避難所の円滑な設置・運営ができるよう社会福祉法人等との連携強化を図ります。

*福祉避難所…既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、支援が必要な人に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

*災害ボランティアセンター…災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整・資機材の貸し出しなどを行う。当市では、災害の規模に応じ、社会福祉協議会の協力を得て設置される。

【それぞれの役割】

<p>行政</p>	<p>① 災害時の避難支援が円滑に行われるよう避難支援を行う関係者へ平常時から名簿の情報を共有し、地域住民の避難支援体制づくりの構築を推進します。</p> <p>② 災害時に支援が必要な方の把握に努め、避難行動要支援者*名簿の作成と避難支援等関係者*への情報提供を行い、本人の意思を尊重しながら、要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を推進します。</p> <p>③ 自主防災組織等や要支援者が参加する防災訓練の実施を推進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取組を推進します。</p> <p>④ 災害時の被害状況により、災害ボランティアセンターの開設を社会福祉協議会へ要請します。</p> <p>⑤ 災害時における被災者支援や、二次災害の予防を図るため、社会福祉協議会や福祉事業者、岩手県災害派遣福祉チーム*等の関係機関との連携を強化します。</p> <p>⑥ 福祉避難所の開設や運営を円滑に行うことができるよう災害を想定した訓練を実施します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 避難行動要支援者*の把握のためのツールについて行政とともに整理し、平時から災害時に支援が必要な方の情報把握に努めます。</p> <p>② 地域での防災に活用されるよう、自治会または班単位での支え合いマップの作成を支援します。また、行政と共に、防災訓練等の実施を支援し、地域での防災力の向上に努めます。</p> <p>③ 大規模災害時には、一関市災害対策本部からの要請による災害ボランティアセンター*の設置と運営の役割を担います。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① 福祉避難所の設置に協力するとともに、円滑な運営ができるよう行政や社会福祉協議会と連携を強化します。</p>
<p>市民</p>	<p>① 災害時に支援が必要と思われる方に対して、日頃から声がけを行いましょう。</p> <p>② 災害に備えた準備を行うとともに、どのようなサポートを必要としているか支援者や地域住民に理解してもらいましょう。</p> <p>③ 要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討を進めましょう。</p> <p>④ 防災訓練に積極的に参加し、防災意識の高揚と知識の習得に努めましょう。</p>

*避難行動要支援者（要支援者）…高齢者、障がいのある人、傷病者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語がわからない外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する人。

*避難支援等関係者（避難支援者）…災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対し、避難誘導や安否確認、情報の伝達などの支援を行う、市町村、警察、消防、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会など、地域で連携して支援に携わる団体のこと。

*岩手県災害派遣福祉チーム…大規模災害時に避難所等において要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを行う組織（岩手県災害福祉広域支援推進機構が設置）。社会福祉士、介護福祉士など福祉専門職で一定の研修を受けた者がチーム員として登録し、災害時にチーム（4～6人）を組織して支援活動を行う。

施策の展開 2 - (5)	再犯防止の推進	
-------------------------	----------------	--

【一関市再犯防止推進計画（令和6年度～7年度）の評価】

- 再犯した者の約7割が無職であり、かつ住居不定の中で再犯に至っている者が多くいることから、就労・住居の場の確保について、各種制度の利用及び関係機関との連携のもと、個々の状況に応じた支援を行い、生活基盤の安定を図っています。
- 知的・精神障がい等のある受刑者は再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっているため、保健医療・福祉サービス利用の促進について、関係機関等との適切な連携のもと、その心身の状況に応じた支援を行っています。
- 入所受刑者の約3割は高等学校等に進学しておらず、約2割は高等学校を中退している状況から、様々な問題を抱える少年等が学習機会や必要な支援から遠ざかってしまうことがないように、学校等と連携した就学支援について、各種事業を通じた支援を行い、経済的負担の軽減、相談窓口の充実及び非行・学校不適応等の未然防止に努めています。
- 保護司会*等の活動促進について、各種補助金交付により支援しています。
- 国・県・関係機関及び団体等との連携強化について、保護司会と連携し、地域ごとに社会を明るくする運動啓発活動を行い、更生保護*活動に関する理解促進及び犯罪や非行のない明るい地域社会の構築に努めています。

【現状と課題】

- 犯罪検挙者の約半数が再犯者となっています。
- 再犯防止に直接的に繋がる取組が少ないことから、取組内容が再犯率に直結しがたい状況となっています。
- 保護司会や民間団体の構成員の高齢化や担い手不足により再犯防止活動が困難になっています。

【施策の展開】

- ① 関係団体や地域の障がい者相談支援事業所・就労継続支援事業所*等と連携を強化し、就職希望者に対して個々のニーズ・特性に応じた就職・就労支援を行います。
- ② 市営住宅を整備し、住居に困窮する低所得者等に対して提供することで、住居の確保を支援します。
- ③ 生活困窮者、高齢者、障がいのある人等がその特性や状況に応じて安心して生活できるよう体制を整備し、相談・情報提供を行います。
- ④ 保護司会や民間団体の活動内容の広報・啓発活動の推進を強化します。
- ⑤ 再犯防止に向け、国や県、関係団体等が各々の枠組みの中で必要な支援を行いながら、互いに連携し一体となって切れ目のない支援を行います。

***保護司会**…犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司が所属し、活動する地域（配属保護区）ごとに組織する団体で更生保護活動や犯罪予防活動を行う。


***更生保護**…犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動。

***就労継続支援事業所**…通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所のこと。

【それぞれの役割】

<p>行政</p>	<p>① 刑務所出所後の就労・住居の確保について、関係機関と連携し、生活基盤の安定を図ります。</p> <p>② 薬物依存や心身の不調について相談支援を行うほか、医療機関や保健所等と連携し、適切な関係機関へ繋がります。</p> <p>③ 保護司会等の団体活動を支援します。</p> <p>④ 部署を横断した連携・協議の場を設け、本人又は家族からの相談内容の情報共有や理解促進を図り、各部署の事業が適切に活用されるよう支援します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 福祉教育の推進により福祉の心を育み、未成年者の非行防止につなげます。</p> <p>② 社会を明るくする運動に協力し、犯罪防止と更生保護の啓発をともに行います。</p> <p>③ 関係機関、支援団体、地域と連携し、継続的に地域生活を送れるよう支援します。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① 関係機関との適切な連携のもと、心身及び生活環境等の状況に応じた支援を行います。</p>
<p>市民</p>	<p>① 自治会や民生委員・児童委員等と連携しながら、地域で生活できるよう見守りましょう。</p> <p>② 再犯防止や更生保護に関する活動を学び、理解を深めましょう。</p> <p>③ 行政等の支援が必要と思われる場合には、必要な機関へお知らせしましょう。</p>



<p>施策の展開 2 - (6)</p>	<p>ともに参加する意識の向上</p>		
--------------------------	---------------------	---	---

【第2期計画の評価】

- 住民が地域の一員であることを認識して地域行事に参加し、地域住民との交流がありますが、参加者は固定化されています。
- 就労継続支援事業所による製品の販売や作業の受託のほか、行政や事業所などが開催するイベント等を通じた交流により、障がいのある人の社会参加の促進が図られています。

【現状と課題】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識の醸成と、地域での支え合いが重要ですが、地域との交流を望まない市民もいるため、価値観の多様化に配慮しながら、市民、関係機関、行政等が連携して、協働による地域福祉を推進していく必要があります。
- 高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが社会参加できるよう、市民それぞれが互いを尊重し相互理解を深めることが必要です。
- 地域福祉計画や各種事業について、市や社会福祉協議会のホームページなどで周知しているが、より一層市民の理解が深まるよう取り組む必要があります。

【施策の展開】


- ① それぞれが抱える課題について、自分のこととして考える気持ちを育むことが大切であり、当事者や関係団体等を交えて、お互いを理解し、社会参加する意識を高めます。
- ② 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進に向けて、物理的、制度的、文化・情報及び意識上のバリアを取り除きながら交流活動を推進し、誰もが地域で役割を担える関係づくりを支援します。

【それぞれの役割】

行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉計画の趣旨について、広報やホームページ等で広く周知します。 ② 高齢者や障がいのある人が地域住民と交流する機会を設け、社会参加を促進します。 ③ 障がいのある人においては、一関地区障害者地域自立支援協議会*の場などを通じ、各種バリア解消の啓発に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉に関する情報について、広報紙での周知のほか、ホームページやSNSをさらに積極的に活用し、効果的な情報発信に努めます。 ② 関係機関との連携と協働により、各種講座などで福祉を身近に感じてもらえる機会を作ります。また、住民同士がつながり合うきっかけを絶やさないような取組を進めます。
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者と市民が相互に触れ合う機会の創出に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいの有無や年齢に関わりなく、お互いの個性を尊重しましょう。 ② すべての人が交流できるよう、思いやりを持って行動しましょう。



*自立支援協議会…障がいのある人の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がいのある人・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場として設置された協議会のこと。当市では一関地区障害者地域自立支援協議会がこれにあたる。

施策の展開 3 - (1)	ボランティア・NPOの活動支援	 
-------------------------	------------------------	---

【第2期計画の評価】

- いちのせき市民活動センター*を通じて、地域で活動するNPOへの相談対応や情報提供、団体間の交流促進などに取り組むことで、地域課題の解決に向けた多様な主体の参画が進んでいます。
- 市民センターでは、学習の機会の提供や交流の場の創出を通じて、ボランティアやNPOと連携しながら、地域課題の解決に資するしくみづくりを推進しています。

【現状と課題】

- 自治会などによるボランティア活動や、新たな地域課題に対応したNPOなどのテーマ型ボランティア活動には、会員の高齢化や会員数の減少が進んでいるところもあり、若年層・勤労者層の参加が求められています。
- ボランティアの育成を目的とした各種講座の参加者の中には、実際の活動に結びついていない状況も見受けられるため、具体的な役割や活動に結びつけることが求められています。
- これまでのボランティア活動が、多様化する課題やボランティアニーズの期待に十分に答えられていないとの声もあることから、ニーズの把握と活動のコーディネートが必要です。

【施策の展開】

- ① 市民のボランティア活動に対する関心を高めるため、ボランティアセンター*の周知や、ボランティア養成講座の開催を通じ、ボランティア登録を推進するなど、あらゆる年代層がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。
- ② ボランティアニーズの把握や地域課題の解決に向け、ボランティア団体や福祉活動を行うNPOの育成を支援します。
- ③ ボランティアセンターと連携し、ボランティアニーズと活動のコーディネートを推進します。

***いちのせき市民活動センター**…当市の市民活動の中間支援組織として平成20年に開設。市が中間支援NPOの特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズに市民活動推進事業を業務委託し運営及び事業を進めている。コミュニティ活動やボランティア、NPOなど様々な分野で自発的な市民活動を展開している皆さんやこれから活動をしようとする皆さんを応援し、さらに、広域的な情報・人材交流ネットワークの拠点として、市民と市民活動団体、企業、行政との協働の橋渡しの役割を担うことや市民活動に関する情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や様々な社会貢献活動を行う団体の自立のお手伝いをしている。一関市大町のいちのせき市民活動センター、千厩町千厩のせんまやサテライト2か所で業務を行っている。

***ボランティアセンター**…ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会がその運営にあたっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整など。当市の名称は「一関市ボランティアセンター」。

【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 社会福祉協議会と連携し、学校、市民センターなどで、ボランティアに関する研修、講座を開催します。</p> <p>② 社会福祉協議会と連携し、地域課題等の解決などに対応したボランティアやNPOの育成を支援します。</p> <p>③ ボランティアニーズの把握など、ボランティアセンターの運営を支援します。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① SNSや広報誌等で情報発信を行い、地域住民とボランティアやNPO活動をつなげるコーディネート機能を強化します。</p> <p>② 地域住民がボランティア活動へ参加しやすく、親しみやすくなるよう環境づくりを行います。</p> <p>③ ボランティア講座や研修会を開催し、ボランティアリーダーやコーディネーターの人材育成、地域団体や学校、関係団体とのネットワーク強化を図ります。</p>
<p>福 祉 事 業 者</p>	<p>① ボランティアの受入や体験学習の場を提供します。</p>
<p>市 民</p>	<p>① ボランティア体験学習に積極的に参加し、活動への理解を深めましょう。</p> <p>② 様々なボランティア活動に積極的に参加しましょう。</p>



施策の展開
3 - (2)

社会福祉法人間の連携推進



【第2期計画の評価】

- 社会福祉法人*の公益的な取組の連携推進を目的に社会福祉法人懇談会を開催し、実際行っている取組事例や地域課題等の意見交換を行っています。
- 高校生が地域福祉に参画できる内容についてともに話し合い、社会福祉法人間で協力し、交流や体験する場等の提供を行っています。

【現状と課題】

- 公益性の高い社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすことに加え、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」*を通じ、地域の関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していくことが期待されています。
- 社会福祉法人は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能などを有しており、そのノウハウを地域福祉の推進に活用されることが期待されています。
- 社会福祉法人の公益的な活動の取組について、地域への周知が不十分であることから内容など広く周知する工夫が必要です。

【施策の展開】

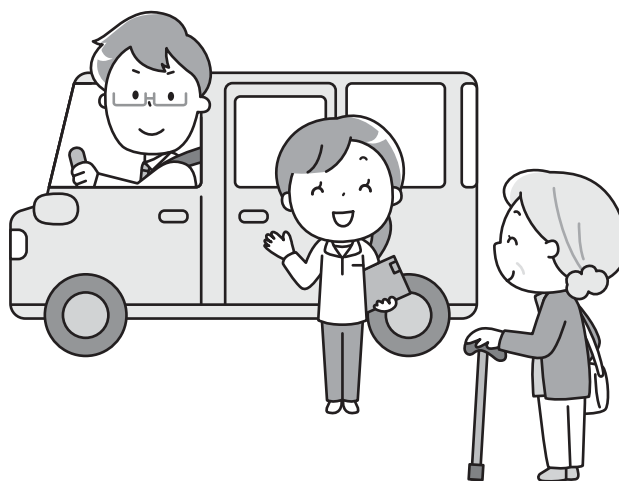
- ① 社会福祉法人の創意工夫による「地域における公益的な取組」を推進し、広く周知します。
- ② 地域の課題等を情報共有し、解決に向け社会福祉法人が共同して対応するため、法人間の連携を推進します。

*社会福祉法人…社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人のこと。

*地域における公益的な取組…社会福祉法人が地域住民の多様なニーズに応えるため、無料または低額な料金で提供する福祉サービスのこと。平成28年4月の社会福祉法改正により、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施が義務付けられており、次の①～③までの要件を全て満たした取組。【①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること。③無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること。】

【それぞれの役割】



行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人を対象とした会議や研修会を開催して、社会福祉法人の連携を推進する機会を提供します。 ② 社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組」の事例を紹介します。 ③ 社会福祉法人と地域の課題の共有を図り、解決に向けた取組を進めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ① 各法人が実施する公益的な取組について事例の情報提供や、地域からのニーズを法人につなげるなど、地域と法人との橋渡しを担います。また、その取組が地域の生活課題の解決につながるよう支援します。 ② 社会福祉法人として、フードパントリー*などの公益的な取組を推進し、一般企業や団体等とも連携した活動を行っていきます。 ③ 社会福祉法人が連携した公益事業である I W A T E あんしんサポート事業*の一次窓口となる生活困窮者自立相談支援事業*を積極的に活用します。
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉に関する専門的な知識・技能を活かし、地域の実情に即した多様な福祉サービスの提供に取り組みます。 ② 社会福祉法人や関係機関との連携や役割分担を図りつつ、「地域における公益的な取組」について周知し、積極的に地域貢献に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービスの内容について理解を深めましょう。



*フードパントリー…企業や家庭から寄付された食品を生活困窮者や子育て世帯へ無料・直接配布する支援活動。

* I W A T E あんしんサポート事業…社会福祉法人が種別を超えて連携・協力し、暮らしの困りごとを抱えた方の自立を支援する「新しい支え合いのしくみ」を作ることを目的とした事業。趣旨に賛同する社会福祉法人が協働で実施している事業。

*生活困窮者自立相談支援事業…生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）により、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体（他団体への業務委託も可）となり、専門の支援員が寄り添いながら、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、就労や住居、家計等に関する課題の解決に向けた支援を行う事業。当市では社会福祉協議会が窓口となっている。

<p>施策の展開 3 - (3)</p>	<p>保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進</p>		
--------------------------	------------------------------	---	---

【第2期計画の評価】

- 関係機関、団体が職種を越えて参加する研修会や事例検討会、支援会議などを開催し、各機関との情報交換・連携が図られています。
- 多様な障がいへの対応を図るため、保健・医療・福祉・介護などの関係機関が連携し、一貫性・継続性のある適切な支援の提供に努めています。

【現状と課題】

- 高齢者や障がいのある人が、長年住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」*や地域の誰もが困ったときに相談できて必要な支援につながる「包括的支援体制」*の充実が必要となっています。
- 障がいや発達に不安や心配があるこどもに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、早期に必要な支援を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- 悩みを抱える人の背景には精神的な悩みだけでなく、貧困・生活困窮など多くの社会問題が顕在化し、様々なリスクが連鎖・複合することで生きづらさを増大していることもあります。そのため、関係機関、企業、市民等の役割を共有したうえで相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。
- 誰もが安心して生活できる地域を実現するには、自助、互助、共助、公助の4つの「助」がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが重要です。

【施策の展開】

- ① 高齢者や障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉・介護等に関するサービスが総合的・継続的に提供できるようネットワークの構築に努め、圏域の特性を活かした包括的支援体制*の充実を目指します。
- ② 多職種間の連携により、各種サービスが適切に利用でき、一人ひとりが希望する生活を送れるよう、総合的なケアマネジメントの実施を推進します。
- ③ 様々な分野の課題が絡み合うことにより「複雑化」し、また、複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」していることから、各種支援機関等が連携を図り支援を行います。
- ④ 保健・医療・福祉・介護・教育・産業、労働等の様々な分野の機関とのネットワークを強化し、様々な機関や支援者がチームになり、情報共有を図りながら支援体制の充実を目指します。

*地域包括ケアシステム…介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制づくりのこと。
*包括的支援体制…高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者など、属性に関わらず、地域住民が抱える複合的・複雑化した生活課題に対し、相談者や関係機関が分野の壁を越えて連携・協働し、包括的（一体的・総合的）に支援を提供する体制。

【それぞれの役割】

<p>行政</p>	<p>① 保健・医療・福祉・介護などの関係機関や地域と連携し、包括的支援体制の整備を目指します。</p> <p>② 保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連絡会議や研修会の開催を通じて、各分野との連携強化を推進します。</p> <p>③ 地域の課題に対応した、総合的なケアマネジメント*が提供できるよう、関係機関・団体との連携を推進します。</p> <p>④ 関係機関と連携しながら、早期発見、早期療育の場の拡充を進めるとともに、家族の不安や負担の軽減を図るため、相談支援事業の充実に努めます。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業等の相談機関において、相談対応する個人や世帯などについて、以下の取組を進めます。</p> <p>② 世代や属性が異なる課題であっても一旦受け止め、対応する機関との協働体制を図っていきます。</p> <p>③ より多層的な体制が必要な場合には、行政等の全体調整により多機関での支援チームを形成していきます。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体は包括的支援体制に協力します。</p> <p>② 多職種との情報交換・連携を強化するとともに、お互いの業務について理解を深めます。</p> <p>③ それぞれの事業所が提供している福祉サービスについて、わかりやすい内容で情報発信します。</p>
<p>市民</p>	<p>① 保健・医療・福祉・介護等に関する講演会等に参加し、援護を必要とする方について理解を深め、助け合い、支え合いを推進しましょう。</p> <p>② よりよい在宅生活を送ることができる環境を、社会福祉協議会等と共に検討しましょう。</p>

*ケアマネジメント…複合的なニーズをもつ高齢者や障がいのある人のために、個々人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組み合わせ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。

施策の展開
3 - (4)

社会福祉事業を担う人材の確保・育成



【第2期計画の評価】

- 介護従事者向けの人材の定着とスキルアップを図る研修のほか、介護に関心のある市民を対象とした介護の担い手を育成する講座を開催し、介護の基礎知識及び技術の普及に努めています。
- 中学校では、社会体験学習事業において福祉分野の就労体験が行われており、そこでの興味・関心が将来の就労のきっかけづくりに繋がっています。
- 市民センターでは、地域の課題やニーズに即した学びの場を提供することで、人材の育成を進めるとともに、地域福祉への参画意識を高める取組を行っています。

【現状と課題】

- 少子高齢化の進行に伴い、福祉サービス対象者が増加する一方、介護職など福祉職を目指す学生が減少していることから、社会福祉事業を担う人材の確保や定着を図ることが求められています。
- 充実した福祉サービスを提供するためには、従事する人材の育成を図るための支援が必要です。

【施策の展開】

- ① 中高生をはじめとする市民に、介護職等の魅力ややりがいなどを発信し、将来の社会福祉事業を担う人材の確保を推進します。
- ② こどもの頃から高齢者との触れ合いや、医療や介護の現場を体験する機会を持つなど、医療や介護の仕事を様々な世代に知ってもらい、興味を持ってもらうよう、関係機関と連携し、ワークショップや職場体験、出前講座に取り組みます。
- ③ 医療・介護職の人材確保、育成・定着に向けた支援、就労のきっかけづくりに取り組みます。



【それぞれの役割】

<p>行 政</p>	<p>① 社会福祉事業の魅力ややりがいを伝えるため、市民向けの講座や、学校等と連携した職場体験、福祉職セミナーや学生を対象としたワークショップ等を開催し、若い世代の福祉の仕事を考える機会を創出します。</p> <p>② 医療・介護職を目指す学生等に対し、資格取得のための支援を実施します。</p> <p>③ 医療・介護職の人材確保に向け、修学資金の貸し付けや就職奨励金の交付を行い、人材の確保に努めるとともに、地元事業所への定着を図ります。</p> <p>④ 介護福祉施設の職員を対象に、各種研修や交流会等を開催します。</p> <p>⑤ ハローワーク（公共職業安定所）*や岩手県福祉人材センター*と連携し、福祉人材の確保に努めます。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>① 大学や専門学校等の教育機関と専門機関、関係機関と連携、協力して実習生の受入れや職場体験の受入れを行います。</p> <p>② 社会福祉協議会等の福祉事業者が実施している役割や活動内容を知ってもらい、福祉の仕事の周知と人材確保につなげます。</p>
<p>福祉事業者</p>	<p>① 将来のキャリアが見通せる職場環境の整備と、職員の意欲を向上させる取組を推進します。</p> <p>② 中高生の職業選択の観点から、ボランティアや就労体験などを積極的に受け入れます。</p>
<p>市 民</p>	<p>① 福祉施設での就労体験やボランティア活動等を通じ、福祉の仕事に対する理解を深めましょう。</p>

*ハローワーク（公共職業安定所）…求職活動の進め方、求人情報の入手方法や検索の方法、応募書類の添削指導など、仕事への興味・関心、経験・能力に合った仕事探しを支援したり、就職に必要な技術や技能を身につけてスキルアップしたい人には、様々な職業訓練コースを案内し、受講のあっせんなども行っている。

*岩手県福祉人材センター…福祉の職場（介護・保育・障がいのある人が生活する施設など）で働きたい人と人材を必要としている事業所への求人・求職支援をしており、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会で運営している。

第2章 計画の推進体制

1 計画の周知・普及

(1) 広報やホームページ等での周知

地域福祉を推進していく上で、計画の目指す理念や取組について、市民、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、すべての担い手が共通の理解をもつ必要があります。

このため、広報やホームページ等を通じて、計画内容の周知・普及を図ります。

(2) 懇談会等の開催

高校生をはじめとする若者や市民を対象とした懇談会等を開催し、地域福祉の考え方や計画の目指す理念・取組について、周知・普及を図ります。

また、懇談会等では、それぞれの地域の生活課題を共有し、課題解決に向けて、市民、行政が「協働」で取組を推進します。

2 計画の推進と点検・評価

(1) 計画の推進

知識経験者、福祉団体、市民活動団体、公募に応じた市民などで構成する一関市地域福祉計画推進会議において、定期的に意見交換を行い、様々な分野の方々の意見を取り入れながら本計画を推進します。

(2) 計画の点検・評価

計画の進捗状況等については、一関市地域福祉計画推進会議や懇談会等での意見、各種調査などにより、定期的に点検、評価を行います。

また、本計画は各個別計画の上位計画に位置付けられていることから、庁内関係部署並びに関係機関と連携し、施策の実施状況の点検を行い、必要に応じて改善を図ります。

資料編

第3期一関市地域福祉計画の策定に係る調査概要

1 調査の目的

第3期一関市地域福祉計画を策定するに当たり、これまでの取組に対する評価や第3期計画の策定に関する意見をうかがうために実施したものの。

2 調査の概要

区分	対象者	調査期間	調査方法	回答状況	
				回答数	回答率
行政区長	453人	令和7年10月	郵送による配布・回収 またはインターネット フォームからの回答	366件	80.8%
民生委員・児童委員	390人	令和7年2月～3月	民児協定例会で配布・回収 またはインターネット フォームからの回答	342件	87.7%

3 調査の結果

■ 行政区長調査から

- (1) 行政区内の情報交換会で話あっている内容は、「ふれあいサロン・世代間交流などの企画・運営」が最も多く、次いで「要支援者の生活状況の把握」「行政区内の環境美化」の順であった。
- (2) 今後力を入れていくべき項目として最も回答が多かったのは、「要支援者の生活状況の把握」、次いで「ふれあいサロン・世代間交流などの企画・運営」、「行政区の地域課題に関する情報交換」、「住民の困りごとへの対応」などが続き、高齢者などが孤独にならないための対策などが求められている。
- (3) 現在行政区で取り組んでいる活動と今後特に取り組んでいきたい活動は「ふれあいサロン」、「環境美化活動」などがあげられており、さらに「世代間交流」や「防犯・防犯活動」に取り組みたいという回答となった。
- (4) 地域の「要支援者」の福祉活動への参加状況は、「ほとんど参加しない」「参加していない」は55%、たまに「参加している」はわずか3%となっている。
- (5) 市の地域福祉活動に関し、全体の総合評価点は好評価の基準を下回った。活動の見直しについては、すべての項目が「一層充実させるべき」との回答で、現在の取組に不十分さを感じているものと思われる。

○ 分析結果より

- 「地域とつながり続ける関係づくり」は、東地区の方が若干、高い評価をしている傾向がある。
- 「ボランティア・NPOの活動支援」は、東地区の方が高い評価をしている傾向がある。
- 「保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進」は東地区の方が高い評価をしている傾向がある。
- 「避難訓練の実施状況」は、東地区の方が実施している割合が高い傾向がある。

(注意) 西地域は、一関、花泉、東地区は大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢に分け、評価したもの。

■ 民生委員・児童委員調査から

- (1) 民生委員の活動連携相手として、行政区や自治会の役員、同僚の民生委員児童委員のほか、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの社会福祉の専門機関との連携が多い。

- (2) 地域で連携する上での課題として、「どの範囲まで情報共有すればいいのかわからない」が32%、「個人情報の取扱が心配」が23%。一方で「特になし」という意見も39%と多かった。
- (3) 地域の情報交換会で話合われている内容は、「ふれあいサロン・世代間交流などの企画・運営」が多く、次いで「要支援者（高齢者や障がいのある人など）世帯の見守り訪問」や「行政区の地域課題に関する情報交換」が多くなっている。1年に「1～2回の開催」が多く、次に「毎月行っている」の回答となっている。
- (4) 今後、情報交換会で力を入れるべき内容として、「要支援者の生活状況の把握」が最も多く、次いで「行政区の地域課題に関する情報交換」、「住民の困りごと相談対応」「防犯・防災活動の打ち合わせ」に関する情報交換を求める意見が多かった。
- (5) 民生委員になって良かった点として、「住民の方と知り合いになり人間関係が広がった」が最も多かった。次いで「地域に対する理解が深まった」「福祉のことが理解でき勉強になった」という回答であった。
- (6) 民生委員の活動上の課題として、「対象世帯の範囲の広さ」「訪問世帯数の多さ」など基本的な条件にかかわる課題もあったが、「住民に民生委員・児童委員の仕事をわかってもらえない」と感じている方が16%あり、地域への周知・理解を求める課題も見受けられた。
- (7) 民生委員活動や地域福祉の推進のために、望むことは、「福祉関係の研修の実施」や「地域との連携方法」、次いで「困難ケースへのアドバイス」であった。
- (8) 市における地域福祉活動に対し、「相談体制の充実」や「保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進」、「地域とつながり続ける関係づくり」などは充実した評価であった。

すべての施策の展開が「充実を図るべき」となり、そのうち「地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進」、「社会福祉事業を担う人材の確保・育成」は、ほかの施策の展開と相対して高い結果となっている。

○ 分析結果より

- 地域活動に関する「情報交換会」の開催状況は、西地区の方が開催している割合が高い傾向がある。
- 地域の「要支援者」の福祉活動への参加の状況は東地区の方が参加している割合が高い傾向がある。
- 避難訓練の実施状況は、東地区の方が実施している割合が高い傾向がある。
- 「福祉教育の推進」について、東地区の方が低い評価をしている傾向がある。
- 「権利擁護の充実」について、東地区の方が低い評価をしている傾向がある。
- 福祉施策について、全体的には「現状のままでよい」「さらに充実したほうがよい」を選択している割合が、各設問で概ね30%～50%の範囲と高い。次に、「できていない」「あまりできていない」を選択している割合が高い。

■ 高齢者や障がいのある人を住民同士の手助けで支えていく「ちょっとした支援活動」を地域や団体などで行っていること（※アンケートの主な意見を一部抜粋しております。）

- 高齢者宅の資源ごみの移動の手伝いや冬場の雪かきや草刈り作業
- 一人暮らしの見守り
- カーシェアリングで免許のない人の買い物や通院等の手伝い
- 広報配布時や市道草刈り時に近くを通った時などに、安否確認や変わったことがないか見まわり
- 地域活動を皆さんに知ってもらうため、広報誌を発行
- 市民センター事業や自治会活動を行う際に、老人クラブの皆さんに声かけを行い、一緒に活動しながら親睦を深めている

■ 地域福祉の推進に関する意見

- 地域での高齢化や人口減少の中で、担い手の確保や人材育成を思うとよい解決策が無く、今までどおりに地域の存続に不安を感じている

- 有償ボランティア活動を充実してはどうでしょうか
- 地域に根ざした具体的な取り組みを積極的に推進してほしい
- 福祉活動について、研修会などの開催が必要ではないかと思う
- 地域福祉の視点から考えると、「地域包括支援センター」の存在は大きく、家族のことで悩みがあったら、地域包括支援センターと一緒に試してみませんかと話している
- 高齢化に伴い、人材が極めて不足しているため、人的資源の範囲で実施できるものにしていく必要があるのではないのでしょうか
- 保健、福祉分野は皆さんが関心あると思うが、具体的に何をすればよいかまで行動に至っていないと思う
- 価値観の相違やジェネレーションギャップにより、挨拶や声掛けがしにくい社会になったような気がする
- 地域の活性化や安心安全を担う人が少なくなり、特定の人への負担が多くなると思われる
- 一関市、社会福祉協議会の事業などについて、広報誌や新聞等で見っていますが、その具体的な内容を市民に今後わかりやすく、市民が相談しやすいようにしてほしい
- 福祉活動を充実するためには、地域での交流を活発にし、社会の繋がりを強くしなければならないと思う
- 当事者にならないとまだ他人事と捉え、行政・メディアが唱えるほど深刻に考えない地域福祉に対する関心が低い方が多いのではと思う
- 個人情報観点で、隣であっても状況がつかめなく、関わりにくいところがある
- コロナ以降、コミュニティが希薄になり、どんなコミュニティのつくり方や完成性を再構築するために何をしたらいいか、リードしてもらえるとありがたい
- 目標も施策も必要で推進すべきものと思うので、引き続き検証し、改善、実践していくことが重要だと思う

高校生施設等移動見学及びワークショップの概要

1 目的

将来を担う世代である学生が、地域の一員としての自覚を持ち、地域や他人を思いやる心を育みながら、施設移動見学及びワークショップを通じて、自らが住む地域や、地域福祉の課題を考えることを目的とする。（※前年度、ワークショップで提案があった体験する場として、市内社会福祉法人の活動や施設見学を実施。）

2 日時 令和7年8月7日（木） 9：10～16：45（移動時間含む）

3 場所 千厩農村勤労福祉センター及び社会福祉法人ふじの実会

4 主催 一関市・一関市社会福祉協議会（※社協のボランティアスクール事業と共催）

5 参加者 高校生6人（市内の2つの高校から参加）

※ この他、市内社会福祉法人職員、市社会福祉協議会職員、市職員が参加

6 開催概要

午前は市内の社会福祉法人の地域交流活動のボランティア体験を行い、午後からは障がい福祉施設の見学と学生・法人職員及び行政職員がグループワーク形式で体験・交流を通じて学んだことやわかったこと、「私自身/私達」や「学校/法人」で「取り組みそう/取り組みたいこと」を検討しました。

① 社会福祉法人千厩寿慶会「移動喫茶ひまわり」の活動見学及びボランティア体験。

地域の高齢者や学童の子どもたちで構成されたグループにボランティアとして学生1名ずつ配置。

みんなが楽しく過ごせるようコミュニケーションをとりながら、ものづくりなど協力して活動する。



【うちわ創作のお手伝い】



【いすに座って風船バレー（世代間交流）】

② 社会福祉法人ふじの実会「ふじの実学園」の施設内外の見学、日中活動の概要説明。

障がいのある人が住んでいる居住スペースや日中活動の様子、支援従事者が支援を行っている様子などを見学。就労継続支援B型ワークジョイかわさきで製造しているクッキー等の紹介・説明。



【施設内見学の様子】



【グループの発表（考えをまとめて発表）】

【1班】 ※ワークショップでは、高校生、法人職員、行政職員の混合グループで話し合いを行っています。

- ① 移動喫茶ひまわりの体験より
 - 世代間交流の機会を増やす。交流することでまちの活性化につながる。
- ② ふじの実会の見学より
 - 音楽療法はみんなで楽しめていて良かった。いきいきしてとても楽しそう。
 - 少ない人数で大勢の方を見ていて職員が大変そう。職員が少ない。
 - 利用者と職員の関係性が大事。
- ③ 取り組みそうなこと
 - ボランティアの掲示板。(SNSの発信) ボランティア体験。
 - 利用していない建物の活用。
 - 社会福祉法人の施設や取り組み等の周知。
 - 住民を呼ぶだけでなく、地域に入っていく。
 - 時代によって求められていることへの対応が必要。

【2班】

- ① 喫茶ひまわりの体験より
 - 世代間交流の機会を増やす。小学生の明るさが良い。互いに刺激になる。
- ② ふじの実会の見学より
 - 障がいのある人との触れあう機会ができた。貴重な体験を通じ、考える機会は大切。
 - 障がいに対しての配慮が素晴らしい。特性に応じ、個別に対応している。
 - 「施設」と感じさせない雰囲気づくり。
 - 障がいについて、理解してもらおう機会を設けるとよい。
 - いろんな障がいのある人達に対して普通に接してすごいと思う。みんなが身近に感じてほしい。
 - 障がいに対してのイメージが良くなるように願う。
- ③ 取り組みそうなこと
 - 「学校単位」で体験した方がより多く体験できるのではないか。体験できる機会。
 - ボランティアの事例や情報が知りたい。情報発信の工夫。
 - サポートする側に興味を持ったので話が聞きたい。施設職員の声など。

【アンケートより】

- 学生… ● 実際、見て体験することが貴重な体験。分野を問わず様々な経験を求めている。
- 住んでいる地域の情報（施設や活動内容）を知ることができた。
 - 学校だけではできない学び。(普段関わることのない分野の学び。)
 - 小学生や高齢者と交流を図る活動など、地域の話し合いに参加するときに為になることが沢山あった。(学んだことをもとに考えていく力。)
 - 今回、参加しなかったらこれからも体験する機会はなかったと思う。貴重な経験ができて良かった。
 - 誰にとっても身近に存在しているものだと知ってもらえるようになってほしい。
- 法人… ● 学生の福祉についての意見を聞くことができた貴重な機会だった。支援している職員としての体験談や意見を話すことができた。昨年度、ワークショップに参加した時に高校生の活動を知り、今年高校生に保育園の夕涼み会のボランティアを依頼することができ、良かった。

社会福祉法人懇談会の概要

1 目的

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇を受ける公益性の高い法人であり、地域社会に積極的に貢献していくことが求められており、また、社会福祉事業及び社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない「地域における公益的な取組」を行う責務がある。加えて、地域の福祉課題の解決に向けて、社会福祉法人が共同して取り組んでいくことがますます重要となっていることから、社会福祉法人間相互の連携を推進することを目的にしたもの。

2 日時 令和7年1月30日(木) 13:30～15:30

3 場所 一関市総合福祉センター大会議室

4 出席者 10法人、社会福祉協議会2名、市職員2名

5 次第

- (1) 説明
- 一関市地域福祉計画中間評価について
 - 高校生を対象とした地域福祉ワークショップについて（前年度の取組）
 - 法人と学校とのマッチング調査結果（共同で連携できる福祉の取組）
- (2) 講演 「社会福祉法人連携による公益的な取り組みについて」
講師 岩手県立大学社会福祉学部 教授 佐藤 哲郎 氏
- (3) 意見交換 高校生が提案する地域福祉への取り組みの実現に向けた社会福祉法人の連携について
～高校生の思いを「カタチ」に～

6 懇談での発言など

- 夏まつりなどに合わせてボランティアに入るのはどうか。地域とのふれあいにつながる。
 - 施設見学はコロナの影響でしばらく行っていないが体験は重要。バスなどの移動が想定されるが確保が難しい。
 - 高校生が保育園の夕涼み会にボランティアに来てもらった。いつも保護者が出店を行い、自分の子の様子などをじっくり見ることができてなかったが、ボランティアをしていただきその時間が持てよかった。
 - 開催時期などを早めに周知していただければ対応は可能だと思う。
 - 高校生の福祉体験が少ない。世代間や地域交流に関心はある程度あるが場（イベントや体験する機会）がないとの意見があるが、連携することはできると思う。
- 今後の方向性
- 新年度に法人及び学校のスケジュールを調整する。
 - 高校生の長期休みである夏休み期間中に立案する。
 - 社会福祉法人の施設見学や事業体験をすることで、福祉体験の場を確保する。
 - 「知る機会」「交流する機会」「ボランティア活動」などができる機会を検討する。

一関市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成28年5月31日告示第146号

(設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し、広く意見等を聴くため、一関市地域福祉計画推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 計画の推進状況に対する評価及び提言に関すること。
- (3) 社会福祉法人が行う地域公益事業に関し法第55条の2第6項の規定により意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉団体等の関係者
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

改正文(抄)(令和2年3月31日告示第115号)

令和2年4月1日から施行する。

改正文(抄)(令和5年3月31日告示第130号)

令和5年4月1日から施行する。

一関市地域福祉計画推進会議 委員名簿 (敬称略)

委員区分	所属等	氏名	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	岩手県立大学社会福祉学部	佐藤 哲郎	委員長
	岩手県一関保健福祉環境センター	豊間根 正明	
2号委員 (福祉団体等の関係者)	一関市社会福祉協議会	菊地 光伸	副委員長
	一関市民生委員児童委員連絡協議会	佐々木 裕子	令和8年1月8日まで
		畠山 憲一	令和8年1月9日から
	一関市保健推進委員連絡協議会	佐藤 みさ子	令和7年6月23日まで
		菅原 純子	令和7年6月24日から
	両磐ブロック高齢者福祉協議会	小岩 正樹	
	岩手県社会福祉協議会障がい福祉協議会両磐ブロック協議会	菅原 隆	令和7年6月23日まで
		千葉 ゆかり	令和7年6月24日から
	一関市身体障害者福祉協議会	皆川 富雄	
	一般財団法人 やさいサラダ	葛西 信昭	
社会福祉法人 ふじの園	渡部 俊幸		
舞川地区福祉活動推進協議会	佐藤 克朗		
渋民地区福祉活動推進協議会	及川 たい子		
3号委員 (市民活動団体の関係者)	川崎まちづくり協議会	木村 静恵	
	藤沢町住民自治協議会	伊藤 智	令和7年7月31日まで
		小野寺 公雄	令和7年8月1日から
	一関市地域婦人団体協議会連合会	菊地 ワカ子	
	一関市老人クラブ連合会	長田 昌	
	東山地域自主防災組織連絡協議会	佐々木 公夫	令和6年10月10日まで
高橋 利典		令和7年6月24日から	
4号委員 (公募に応じた者)	公募委員	鈴木 一憲	
		菅原 正幸	
5号委員 (その他市長が認める者)	まちづくりスタッフバンク	千葉 真美子	

所属等は策定委員就任時点

第3期 一関市地域福祉計画

発行：一関市

編集：一関市福祉部長寿社会課

令和8年3月

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電話 0191-21-2111 (代表)

FAX 0191-21-4150

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>